

福祉の しごとと ガイド

職場編



編著 川村匡由
Kawamura Masayoshi

目次

序——福祉のしごとを志す人たちへ……1

高齢者にかかわるしごと

【職場】

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）……………	6
養護老人ホーム……………	9
軽費老人ホーム……………	11
有料老人ホーム……………	13
サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）…	16
介護老人保健施設……………	18
老人デイサービスセンター……………	20
老人短期入所施設……………	22
通所リハビリテーションセンター……………	23
老人（在宅）介護支援センター……………	24
地域包括支援センター……………	26
グループホーム……………	29
老人福祉センター……………	31
介護療養型医療施設（介護型療養病床）…	33
訪問看護事業所（訪問看護ステーション）…	34

子ども・女性にかかわるしごと

【職場】

保育所（保育園）……………	37
認定こども園……………	40
児童養護施設……………	43
乳児院……………	45
地域子育て支援センター……………	47
児童家庭支援センター……………	48
情緒障害児短期治療施設……………	49
障害児入所施設……………	50
児童発達支援センター……………	52
放課後等デイサービス事業所……………	53
保育所等訪問支援事業所……………	55
児童自立支援施設……………	56
少年院……………	58
児童相談所……………	60
家庭裁判所……………	62

児童館……………	64
母子生活支援施設……………	66
母子福祉センター……………	68
婦人保護施設……………	69
婦人相談所……………	70

障害者にかかわるしごと

障害福祉サービスに係る 自立支援給付などの体系……………	72
---------------------------------	----

【職場】

生活介護事業所……………	75
自立訓練（機能訓練）事業所……………	76
自立訓練（生活訓練）事業所……………	77
就労移行支援事業所……………	78
就労継続支援A型事業所……………	79
就労継続支援B型事業所……………	80
グループホーム・ケアホーム……………	81
障害者支援施設……………	83
地域活動支援センター……………	84
福祉ホーム……………	85
共同作業所（小規模作業所）……………	86
点字図書館……………	88
身体障害者福祉センター……………	89
身体障害者更生相談所……………	90
知的障害者更生相談所……………	91
精神科病院……………	92
精神保健福祉センター……………	94
保健所・保健センター……………	95

貧困者・低所得者にかかわるしごと

【職場】

救護施設……………	98
更生施設……………	100
医療保護施設……………	101
宿所提供施設……………	102
授産施設……………	103
自立支援センター……………	104

目次

行政にかかわるしごと

[職場]

地方公共団体……………	106
福祉事務所……………	108

そのほかの専門職・職場

[職場]

社会福祉協議会(社協)……………	111
福祉(系)生協……………	113
労働者協同組合(ワーカーズコープ) ……	115
福祉公社・社会福祉事業団……………	117
福祉NPO法人事業所 ……	119
福祉系企業・事業所……………	121
①福祉用具販売・レンタル ……	123
②金融商品販売……………	125
③在宅介護サービス……………	127
特例子会社……………	129

福祉のしごとのおっせん機関

[職場]

福祉人材センター……………	132
公共職業安定所(ハローワーク) ……	135

序——福祉のしごとを志す人たちへ

今、なぜ、福祉のしごとなのか

少子化に伴う“大学全入時代”を迎え、大学、短大、専門学校生はもとより、子育てを終えた家庭の主婦や会社員、定年退職者などが福祉のしごとに注目しています。

今、なぜ、福祉のしごとなのか。それは少子高齢化に伴い、親が年老いて病気がちや寝たきり、認知症となり、介護の負担が家族に重くのしかかっているほか、疾病や交通事故、労働災害、薬害などによる機能障害や生活障害、さらには住環境や生活関連施設の不備によって社会復帰もままならない障害者、あるいは両親の共働きに伴う子育ての問題などに関心を寄せる人たちが増えているからでしょう。

また、経済のグローバル化や円高デフレ不況によって景気が低迷し、各企業が雇用調整に乗り出しているため、就職できないニートやフリーター、中途退職者、“派遣切り”や“雇い止め”“正社員切り”の浮き目に遭った非正規雇用社員、さらには団塊の世代が定年退職後、福祉のしごとに注目するようになったことも考えられます。

確かに、わが国は高齢者の介護の問題が年々深刻になっており、2013年3月末現在、65歳以上の介護保険の被保険者は約3,094万人、要介護認定等を受けたのは約561万1,000人で、2000年4月に介護保険が制度化されて以来、約2.6倍に急増しています。

また、疾患による機能障害や生活障害、あるいは交通事故の増加や労働災害、薬害などの影響に伴い、身体障害児・者は約361万人、知的障害児・者は約46万9,000人、精神障害者は約258万4,000人と、こちらも増加の傾向にあります。さらに、保育所の入所待機者も4万6,127人と、近年、増加の傾向にあります。

最近の社会福祉の動向

周知のように、わが国の社会福祉は長年、貧困な世帯や孤児、虚弱な高齢者などの社会的、経済的弱者に対し、家族や地域の住民が中心となって相互扶助が行われてきました。もっとも、このような問題も時が経つにつれ、政府や地方自治体の責任のもとで解決されるべきであると認識されるようになり、明治以降、さまざまな規則や法律が設けられ、行政の施策として位置づけられるようになりました。

しかし、今日のように、すべての国民の幸福の追求およびその社会的実現、言い換えれば、国民一人ひとりの自立と社会連帯による社会福祉として取り組まれるようになったのは、戦後、新しい憲法が制定されてからです。

この新しい憲法に伴い、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障され、それまでの“慈恵としての福祉”から、“権利としての福祉”へと転換することになりました。そして、この憲法の精神にのっとり、社会福祉に関する6つの法律がそれぞれのサービスの利用者ごとに制定され、その基盤の整備が図られてきました。

その後、高度経済成長による生活水準の向上や医療技術の進歩による健康寿命の伸長、出生率の低下に伴い、わが国は1970年、スウェーデンやフランスなどに次いで高齢化社会の仲間入りをしました。しかも、この少子高齢化は現在も進行しており、人口の減少が著しくなる2050年には国民の3人に1人は65歳以上の高齢者という本格的な少子高齢社会が訪れるものと予測されています（図）。このため、寝たきりや認知症高齢者、障害者、児童などの要援護者やその家族に対する社会福祉の整備・拡充がにわかに国民的な課題となってきました。

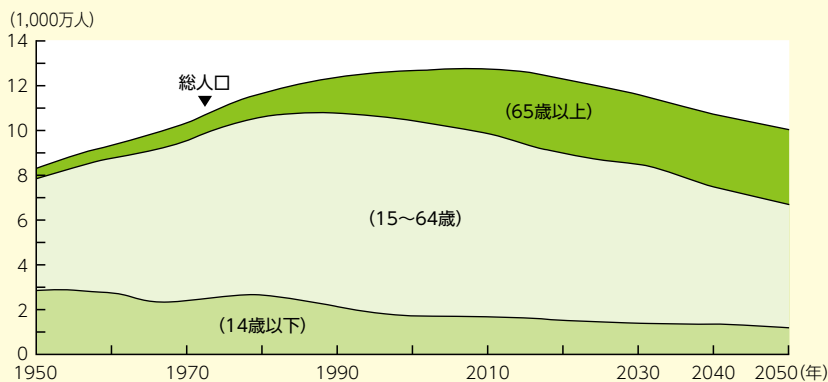
そこで、政府は「社会福祉士及び介護福祉士法」など、各種国家資格の法制化をはじめ、「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」など福祉3プランの策定、介護保険法および障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の制定を柱とした社会福祉基礎構造改革を進めてきましたが、特別養護老人ホームなど社会福祉施設の介護職員やホームヘルパーは労働環境の悪さも手伝い、相変わらず不足しているのが実態です。

具体的には、とくに福祉・介護サービスの分野において、女性の占める割合が高だけでなく、パートタイマーや非常勤職員が多いため、離職者が顕著なことです。その原因は過酷な労働の割に低賃金であるうえ、社会保険も適用されないなど労働環境の悪さにあります。もっとも、福祉のしごとに使命感を抱く学生や主婦、会社員のほか、潜在的な有資格者も多数いるほか、今後、本格的な少子高齢社会、さらには人口減少社会の到来により、2025年には255万2,000人と現在よりも100万人以上のマンパワーを養成・確保しなければならないことも確かです。

そこで、政府は2007年8月、従来の福祉人材確保指針を見直し、①労働環境の整備の促進、②キャリアアップの仕組みの構築、③福祉・介護サービスの周知・理解、④潜在的有資格者などの参入の促進、⑤多様な人材の参入・参画の促進に努めることになりました。また、2009年4月には介護報酬を全体で3%引き上げたほ

か、介護職員処遇改善交付金などキャリアパス制度を創設しましたが、介護保険法や障害者総合支援法に代表されるように、「民間活力導入が最善か」「国家資格と類似した民間資格や“ブラック企業”も出回っており、いったいどのような資格や職種、職場が福祉のしごととして望まれているのか」といった声も聞かれています。

<総人口の推移>



資料 総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」「日本の推計人口」「推計人口」「人口推計年報」「人口推計月報」
出典 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

内容と特色

このような情勢を踏まえ、21世紀の本格的な少子高齢社会、さらには人口減少社会に向け、期待される福祉のしごとをつぶさにガイドすることにしました。

具体的には、「福祉のしごと」として、主な職場の概要や就業職種、採用などについて説明しました。

また、福祉施設だけでなく、社会福祉協議会（社協）をはじめ、福祉公社・社会福祉事業団、福祉（系）生協、福祉NPO法人事業所、特例子会社などについて、それぞれの組織・団体・企業の概要や事業の内容、団体数、職員数、採用状況などについて紹介するとともに、これから期待される新しい職種についてもふれ、福祉の主な職場がわかるよう心がけました。

なお、福祉のしごとに関する情報や求人情報は下記のサイトでも得ることができます。

- ・福祉人材センター（132頁） <http://www.fukushi-work.jp/>
- ・ハローワーク（135頁） <https://www.hellowork.go.jp/>

福祉のしごとは、どのように立派な制度や施設ができて、その担い手であるマンパワーに量的、あるいは質的な問題があれば「宝の持ち腐れ」に終わってしまいます。それだけに、社会福祉に従事する人たちは、常に利用者の生命や財産、健康、生活、人権を温かく見守り、寄り添いながら、豊かな人間性に裏付けられた高度で専門的な知識と技術を駆使し、本人の自立支援を図るべく、職務をまっとうすることが望まれます。「福祉は人なり」といわれるゆえんです。

川村 匡由 (かわむら・まさよし)

武蔵野大学大学院教授・博士（人間科学）

1999 年、早稲田大学大学院人間科学研究科博士学位取得。専門は社会保障論。

主著に『21 世紀の社会福祉（全 21 巻・編著）』『介護保険から介護保障へ』（ミネルヴァ書房）、『地域福祉とソーシャルガバナンス』『大学 1 年からはじめる

福祉系学生のための就職ハンドブック』（中央法規出版）、『社会福祉士スピードマスター（各年版・編著）』（TAC 出版）など多数。

元社会福祉士試験委員、行政書士有資格、シニア社会学会理事、世田谷区社会福祉事業団理事、福祉デザイン研究所所長、地域サロン「ぷらっと」主宰など。学生の国家試験受験や就職活動の指導に定評があり、メディアにも多数出演している。

* 個人の HP <http://www.geocities.jp/kawamura0515/>



この「福祉のしごとガイド」は福祉関連の資格・職種、職場について、その概要をご理解いただくために作成したものです。記述内容には正確を期しておりますが、本書の情報を利用される際には、最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

高齢者にかかわるしごと

【職場】

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)
介護老人保健施設
老人デイサービスセンター
老人短期入所施設
通所リハビリテーションセンター
老人(在宅)介護支援センター
地域包括支援センター
グループホーム
老人福祉センター
介護療養型医療施設(介護型療養病床)
訪問看護事業所(訪問看護ステーション)



介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

施設サービス計画にもとづき、日常生活上の世話などのサービスを提供する施設

概要

特別養護老人ホームとして認可されている施設が都道府県知事や政令指定都市、中核市各市長に申請し、介護保険法上の指定を受けることによって指定介護老人福祉施設となります。設置主体の大半は社会福祉法人です。

介護老人福祉施設では、入所する要介護者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）にもとづき、入浴や排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

なお、従来、居室は4人部屋が圧倒的に多かったのですが、質の高いサービスを提供するため、2002年度以降、既存の施設も含め、全室個室で、かつユニットケアを特徴とする新型特養の整備が進められています。

また、2006年の介護保険制度の大幅な見直しに伴って地域密着型サービスが導入され、その1つとして入所定員が29人以下の地域密着型介護老人福祉施設が位置づけられました。このほか、2012年の法改正に伴い、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）などとの“競合”が伝えられるものの、地域における居宅サービスの拠点としての機能が一層重視されるとともに、介護サービスの情報公開が義務づけられることになりました。

Figure 2 is a detailed floor plan of the 2nd floor. It shows a central courtyard (中庭) surrounded by residential units (ユニット). The units are arranged in a grid-like pattern. The plan includes labels for various rooms and areas: 個人的空間 (Personal Space), 準個人的空間 (Semi-personal Space), 準公共的空間 (Semi-public Space), 洗濯室 (Laundry Room), 浴室 (Bathroom), ルーム (Room), エントランス (Entrance), and 中庭 (Courtyard). A legend (● ユニットの構造例 ●) shows a typical unit layout with rooms like 個室 (Private Room), トイレ (Toilet), リビング (Living Room), and 流し (Kitchen). The bottom section of the plan shows a large common area (公共空間) with a lounge (リビング), a large hall (ホール), and a staircase (階段). The plan also shows the location of the entrance (玄関) and the stairs (階段).

施設数

6,123か所 (2010年10月現在)

主な就業職種

介護職員、生活相談員、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、事務職員、調理員、栄養士、看護師、医師、機能訓練指導員

採用について

超高齢社会の到来と核家族化、入所申込者が2009年12月現在、42万1,259人といわれるなか、介護保険制度の拡充によって施設の整備は今後も続くため、すべての職種について多くの求人が見込めますが、入所者は2015年4月以降、「要介護3」以上と限定される見込みとあって、介護職員は介護福祉士、生活相談員は社会福祉士や介護福祉士や介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格の取得が求め

られるようになっていきます。

なお、機能訓練指導員は、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの国家資格を有する人となっています。

関連団体・組織

全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>



養護老人ホーム

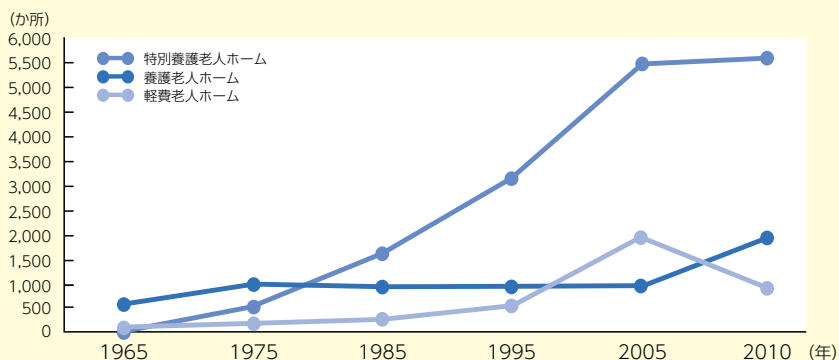
居宅で養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設

概要

65歳以上の人で環境上や経済的理由（政令で定めるものに限る）により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、入所、養護を行う施設です。2006年の介護保険制度の見直しに伴って特定施設に追加され、特定施設入居者生活介護、および地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下）も行っています。

養護老人ホームは公営によるものが半数以上で、建設費の一部や運営費のほとんどは、国、都道府県、市町村によって賄われます。元々は生活保護法の流れから設立されたもので、生活に困窮している場合に入所することが多いのが現状です。ただし、入所者本人や扶養家族に一定の収入があれば、応分の負担をすることになります。

<老人ホーム数の推移>



（注）2010年の特別養護老人ホームは、「介護サービス施設・事業所調査」の介護老人福祉施設の数値。

資料：厚生労働省「社会福祉施設等調査」より作成

施設数

893か所（2011年10月現在）

主な就業職種

支援員、生活相談員、調理員、栄養士、看護師、医師、事務職員、機能訓練指導員、介護支援専門員（ケアマネジャー）

採用について

近年、国民生活の向上に伴って需要がほとんどないため増設されておらず、欠員が出た場合に限り、採用される程度といわれています。もっとも、入所者の高齢化に伴い、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）化し、かつ介護保険の居宅サービスを利用できる特定施設と位置づけられたため、設置要件の変更などによっては採用枠が広がる可能性もあります。

関連団体・組織

全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>



軽費老人ホーム

自立した日常生活を営むことに不安のある高齢者が入所する施設

概要

身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことに不安があると認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な人に対し、無料、または低額な料金で、入所、食事の提供や入浴などの準備、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

従来、A型、B型、ケアハウスの3つが規定されていましたが、2008年にケアハウスへの一元化が示され、A型とB型についてはそれ以前から運営されていた施設に限り、経過的に存続が認められています。

なお、軽費老人ホームのなかには介護保険の居宅サービスの1つである特定施設入居者生活介護の指定を受け、サービスを提供したり、地域密着型サービスを行ったりしているところもあります。

施設数

A型：208か所、B型：24か所、ケアハウス：1,769か所（2011年10月現在）

主な就業職種

介護職員、生活相談員、調理員、栄養士、看護師、医師、事務職員、機能訓練指導員、介護支援専門員（ケアマネジャー）

採用について

2006年の介護保険制度の大幅な見直しにより、地域密着型サービスの提供が可能となったため、採用も大幅に見込まれます。

関連団体・組織

全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>

全国軽費老人ホーム協議会

<http://www.zenkeikyo.com/>



有料老人ホーム

施設と入居希望の高齢者との直接契約によって入居する老人ホーム

概要

常時1人以上の高齢者に対し、入所、食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人福祉施設やグループホームでないものがあります。設置主体は株式会社や財団法人、社会福祉法人、宗教法人などで、入居はホームと入居希望者の契約によります。

いずれもマンションタイプの個室が大半で、おおむね①一時金払いにより終身にわたって取得する利用権方式、②一般の賃貸住宅と同様、家賃相当額を月払いする建物賃貸借方式、③「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の規定にもとづき、終身建物賃貸借事業の認可を受けた終身建物賃貸借方式の3つに分けられます。しかし、なかには一般のマンションなどの集合住宅と同様、居室の区分所得権を取得する所有権分譲方式の施設もあります。

また、サービス別では、介護付、住宅型、健康型の3つに分けられます。

なお、有料老人ホームは都道府県知事（および指定都市・中核市市長）より指定を受ければ、介護保険制度のもとで、居宅サービスの1つである特定施設入居者生活介護を提供することが可能です。また、地域密着型サービスの地域密着型特定施設入居者生活介護を行うこともできます。

職員は、入居者との契約に応じ、相談・助言や健康管理、食事、介護サービスを行ったり、各種行事やクラブ活動に協力したりするのが主なしごとです。

ただし、入居金は1,400万～2,800万円と高額であるため、自宅を売却して入居する人もいます。もっとも、最近では入居金を100万～500万円と低くおさえ、その分、毎月支払う管理費や生活費が20万～30万円というところも出てきています。

<有料老人ホームの類型>

介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない)。
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成などを実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない)。
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながら、当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能。
健康型有料老人ホーム(注)	食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となった場合には契約を解除し、退去しなければならない。

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告やパンフレットなどにおいて「介護付」、「ケア付」などの表示を行ってはならない。

出典：厚生労働省ホームページを一部修正

施設数

4,640か所(2011年10月現在)

主な就業職種

介護職員、介護福祉士、生活相談員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、事務職員、調理員、栄養士、看護師、医師、機能訓練指導員

採用について

高齢者のライフスタイルの変化などに伴い、求人数は今後も増える見込みです。もっとも、都市部を中心とした自治体によっては入居者の急増に伴う介護保険や国民健康保険への財政の圧迫のため、総量規制を行っているところもあり、このような地域では採用の枠は狭くなると考えられます。

いずれにしても、入居者の高齢化に伴い、職員にもより専門性が求められるため、社会福祉士や介護福祉士、理学療法士(PT)などといった資格の取得者を採用の条件としているところが大半です。

関連団体・組織

全国有料老人ホーム協会

<http://www.yurokyo.or.jp/>



サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)

高齢の単身者や夫婦のみの世帯に介護・医療と連携したサービスを提供するバリアフリー構造の住宅

概要

2011年10月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」にもとづき、高齢の単身者や夫婦のみの世帯を対象に介護や医療が連携し、これらのサービスを提供するバリアフリーの構造の住宅です。

具体的には、従来の高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の3つの高齢者向け集合住宅を再編し、かつ一元化したもので、入居者の安否確認や生活相談といった高齢者支援サービスが提供されます。これは、2012年の介護保険制度の見直しで介護保険制度上、在宅扱いとされたためで、介護が必要になった場合、訪問介護などの居宅サービスや24時間365日、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護などを入居したまま利用できます。

床面積は原則として25m²以上、また、車いす通行可能な廊下の幅や段差の解消、手すりなどバリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、介護の専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整備されています。

ただし、事業化にはあらかじめ都道府県知事に登録することが必要で、契約の際、前払いの家賃に関する返還ルールと保全措置が守られることになっています。また、登録された事項の情報開示や入居者への契約前の説明、誇大広告の禁止なども義務づけられています。

なお、建設にあたっては費用の10分の1、改修にあたってはその費用の3分の1の国庫補助がありますが、上限はいずれも1戸当たり100万円となっています。また、2015年3月31日までに新築、または取得し、かつ一定の要件を満たす場合、所得税と法人税の割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置が受けられる（所得税と法人税の割増償却については2016年3月31日まで）など、補助・税制・融資による支援があります。

所管は国土交通省と厚生労働省による共同の所管です。また、事業主体は民間事業者や社会福祉法人、医療法人、福祉NPO法人事業所などですが、既存の有料老人ホームも登録が可能です。

施設数

2,065件（2012年8月現在）

主な就業職種

介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、社会福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、事務職員

採用について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入居待機者が2009年12月現在、42万1,259人もいるといわれているなか、国は約3万戸の整備するのに留まっているため、本格的な採用はこれからです。2011年3月現在、従来の高齢者専用賃貸住宅は約4万件、高齢者円滑入居賃貸住宅は約9万件、高齢者向け優良賃貸住宅も約3万9,000件あり、これらがサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）として改修されつつありますが、なかには建物の構造や設備、さらにはマンパワーなどの面で問題のあるところも出てきており、応募する際はよく調べる必要があると思われます。

関連団体・組織

サービス付き高齢者向け住宅協会

<http://kosenchin.jp/>

すまいづくりまちづくりセンター連合会

<http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/>

高齢者住宅財団

<http://www.koujuuzai.or.jp/>



介護老人保健施設

医療と福祉のサービスを併せて提供し、利用者の在宅復帰をめざす施設

概要

厚生労働省令で定める要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、看護や医学的管理のもとでの介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話を行う施設で、定員4人以下のユニット型、29人以下のサテライト型、医療機関併設型の小規模老人保健施設があります。設置主体は医療法人や社会福祉法人、市町村です。

介護老人保健施設におけるサービスは入所サービスとその他のサービスに分けられます。このうち入所サービスは家庭復帰のためのリハビリテーションや療養に必要な看護、介護を中心とした医療サービス、日常生活援助などです。その他のサービスは在宅で療養している高齢者の通所リハビリテーション（デイケア）、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護（ショートステイ）、介護予防サービスなどがあげられます。

なお、利用は施設と利用者との契約により、食費（標準負担額）、理・美容代などは利用者の負担となります。

施設数

3,382か所（2010年10月現在）

主な就業職種

医師、看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、機能訓練指導員、栄養士、薬剤師、調理員、事務職員

採用について

寝たきりや認知症高齢者が増加の傾向にあることや、2006年の介護保険制度の大幅な見直しに伴い、さらに整備される情勢です。しかも、2006年の医療法などの改正に伴い、現在ある療養病床38万床のうち、23万床が老人保健施設などに移行するため、採用枠は急増しそうです。介護職員には介護福祉士、相談・指導員には社会福祉士の資格がそれぞれ求められます。

関連団体・組織

全国老人保健施設協会

<http://www.roken.or.jp/>



老人デイサービスセンター

通所の利用者に入浴や食事、機能訓練などのサービスを提供する施設

概要

65歳以上で、身体上、または精神上的の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある人などが日中通い、入浴や食事、機能訓練、介護方法の指導などを提供することを目的とする施設です。また、健康チェックや日常生活動作（ADL）訓練、生活指導、レクリエーション、アクティビティなどのサービスを行っています。

設置主体は社会福祉法人や市町村などで、介護保険の通所介護の多くは、単独もしくは社会福祉法人の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などで提供されています。

<デイサービスセンターで行われるレクリエーションやアクティビティの例>

製作	しおりづくり カレンダーづくり 陶芸	木工細工 絵手紙 押し花
活動	パソコン おやつづくり 漬物づくり お茶会	生け花 買い物 お花見 保育園児との交流会
音楽	懐メロ 君恋し 赤木の子守歌	りんごの唄 チャンチキおけさ
ゲーム	リズム体操 頭の体操 腰痛体操	失禁体操 借り物競争 風船割り
入浴	もみじ湯	

施設数

2万2,738か所（2010年10月現在（通所介護事業所の数値））

主な就業職種

生活相談員、介護職員、看護師、機能訓練指導員、調理員、運転手、事務職員

採用について

2006年の介護保険制度の大幅な見直しに伴い、求人は今後も大いに見込まれます。従業者には、介護福祉士や社会福祉士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）などの国家資格の取得が求められています。

関連団体・組織

全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>



老人短期入所施設

在宅の要介護高齢者に自立的な生活の継続を支援するため、
ショートステイを実施する施設

概要

65歳以上で家族の介護者の疾病などの理由により、在宅介護が一時的に困難となった人や、短期入所生活介護を利用する在宅要介護者に対し、短期間入所、養護するための施設です。一般に「ショートステイ」と呼ばれ、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を行います。

施設数

7,347か所（2008年10月現在）

主な就業職種

医師、生活相談員、介護職員、看護師、栄養士、機能訓練指導員、調理員

採用について

2006年の介護保険制度の大幅な見直しに伴い、採用は十分期待できます。

関連団体・組織

全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>



通所リハビリテーションセンター

在宅の要介護高齢者の心身機能の維持・回復を図るため、リハビリテーションを行う機関

概要

在宅の要介護者のなかで、その主治医が必要と認めた人に対し、通所、心身機能の維持・回復を目的とする計画的な医学管理のもと、理学療法や作業療法など、必要なりハビリテーションを行う施設です。入浴や食事などの介護サービスも行われます。介護老人保健施設や病院、診療所などに併設されていることが多いのが一般的です。

施設数

5,877か所（2010年10月現在：通所リハビリテーションの数値）

主な就業職種

医師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）

採用について

2006年の介護保険制度の大幅な見直しに伴い、介護予防ケアマネジメントが重視されることになったため、今後も大いに期待できます。老人デイサービスセンターよりも医療への依存度が高い利用者が対象であるため、理学療法士などの資格が求められることが一般的です。

関連団体・組織

全国デイ・ケア協会

<http://www.day-care.jp/>

日本リハビリテーション病院・施設協会

<http://www.rehakyoh.jp/>

回復期リハビリテーション病棟協会

<http://www.rehabili.jp/>



老人(在宅)介護支援センター

在宅の要援護高齢者や家族が老後生活上の各種相談やサービスの連絡・調整が円滑に受けられるように努める機関

概要

在宅の要援護高齢者やその家族などを対象に、身近なところで必要な情報を提供して支援する一方、その家族の負担を軽くするため、在宅介護や生活上の悩みなどに関する総合的な相談に応じます。

また、要援護高齢者などのニーズに応じた保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町村や老人居宅生活支援事業を行う人、老人福祉施設、医療施設、老人クラブなどとの連絡調整、介護職員や相談職員の派遣、福祉用具の展示・使用方法の指導、住民の福祉ニーズの把握、各種サービスの周知・利用の啓発を行うキーステーションです。

設置主体は市町村や社会福祉法人、医療法人などですが、夜間や緊急時など24時間体制によって対応する必要上、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設、病院に併設されていることが多いのが一般的です。

介護保険制度のもとでは、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを担う指定居宅介護支援事業者として期待されていますが、2006年の介護保険制度の大幅な見直しを踏まえ、地域包括支援センターとして衣替えしているところが大半となっています。

施設数

3,426か所（2009年10月現在）

主な就業職種

生活相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健師、看護師、介護職員、事務職員

採用について

中学校通学区域ごとに1か所程度の整備が目標とされており、採用枠は広がるものと思われます。

なお、生活相談員の場合、社会福祉士の資格の取得が前提となってきました。

関連団体・組織

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

<http://www.zaikaikyo.gr.jp/>



地域包括支援センター

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する

概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、包括的支援事業などを地域で一体的に実施する役割を担います。

具体的には、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を地域で一体的に実施します。

また、多職種との協働による地域包括支援ネットワークを構築するため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどさまざまな社会資源が有機的に連携することができるようにします。さらに指定介護予防支援として、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。

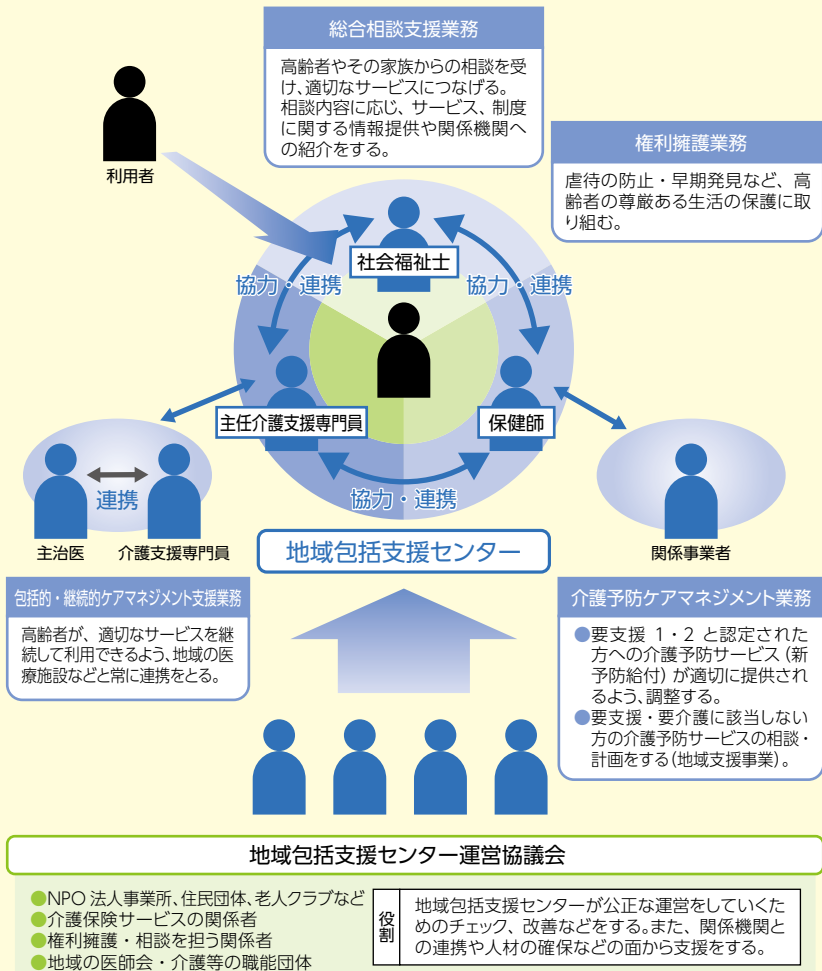
このほか、自立している一般高齢者に対する介護予防講習会などによる介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における介護予防に関する自主的な活動への支援などの介護予防事業、および市町村が地域の実情に応じ、要介護被保険者を介護する人、その他、個々の事業に対し、介護給付など費用適正化、家族介護支援などの任意事業も実施します。

なお、設置主体は市町村です。

施設数

4,065か所（2010年4月現在）

＜地域包括支援センター＞



資料：厚生労働省資料を改変

主な就業職種

保健師、または経験のある看護師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士

採用について

2012年の介護保険制度の見直しに伴い、今後、すべての中学校通学区域で約1万か所が整備されるため、保健師や主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士の採用が大幅に見込まれます。

関連団体・組織

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

<http://www.zaikaikyo.gr.jp/>



グループホーム

家庭的で落ち着いた雰囲気の中で高齢者の生活を支える施設

概要

これまで、認知症高齢者や就労している知的障害者数人が生活をともにする居住の場、すなわち、小規模共同住宅として運営されてきました。このため、宅老所や生活寮、通勤寮などともいわれていましたが、今日では高齢者や障害者を含めた、要介護者の生活全般を支援する共同生活のための住居としてとらえられています。

介護保険制度のもとでは、要介護者であって認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因にもとづく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能、その他の認知機能が低下した状態）の人（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く）に対し、入浴や排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、および機能訓練を行う共同生活のための住居として位置づけられています。

通常、地域にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）で共同生活をする形態で、定員は原則として5～9人となっています。居室は、個室、居間や食堂などの共有スペースがあることが要件となっています。職員は、利用者3人に1人以上の割合で配置するほか、夜間は1人以上常駐することが必要です。

施設数

10,728か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活相談員、介護職員、看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）

採用について

2006年の介護保険制度の見直しに伴い、新たに地域密着型サービス、および地域密着型介護予防サービスの施設として位置づけられたため、増設によって採用枠も増える傾向にあります。

ただし、東京都などの一部を除き、各地に多数整備された結果、総量規制がかけられるところがあるため、採用状況が厳しい場合もあります。もっとも、マンパワーの質の向上という面では社会福祉士や介護福祉士など有資格者への期待は今後大きいと思われます。

関連団体・組織

全国グループホーム団体連合会

<http://gh-japan.net/>

日本認知症グループホーム協会

<http://ghkyo.or.jp/>

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

http://www.clc-japan.com/takurousyo_net/

全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>



老人福祉センター

無料、または低額な料金で高齢者の健康増進やレクリエーションを支援する機関

概要

無料、または低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与します。

目的などによって、特A型、A型、B型の3種類があります。このうち、特A型は市町村が運営し、日常生活全般にわたる相談、健康の増進や生業・就労に関する指導、機能訓練などを行います。A型とB型は市町村や社会福祉法人が運営し、A型は、健康増進に関する指導以外の日常生活全般にわたる相談や教養講座などの実施、老人クラブ活動への援助などを行います。B型は、A型の機能を補足するものです。

なお、類似の施設として、老人憩いの家、老人休養ホームなどがあります。

<A型老人福祉センターの講座の例>

気功・太極拳講座	第1・3月曜日 AM10:00~PM12:00
社交ダンス講座	第2・4月曜日 PM1:00~PM3:00
俳句講座	第2水曜日 PM2:00~PM4:00
手芸講座	第1・3木曜日 PM2:00~PM4:00
ためになる暮らしの講座	
とっさの時の救命講習	○月×日 PM1:30~PM4:30
転倒骨折・骨粗鬆症予防教室	○月△日 PM2:00~PM3:30
家庭でできる健康体操	○月○日 PM2:00~PM3:30
たのしい絵手紙講座(2回)	×月×日 PM1:30~PM3:30

施設数

1,933か所(2011年10月現在)

主な就業職種

生活相談員、事務職員

採用について

高齢化に伴う在宅福祉の重視のため必要な施設ではありますが、財政上の理由などから、今後、大幅に整備される見込みは低いと思われます。このため、新しい機関を開設するとき、または欠員が生じたときなどに採用が見込まれる程度という現状です。



職場

介護療養型医療施設(介護型療養病床)

長期療養者への医療サービスや介護を提供する施設

概要

医療法に規定される療養病床などを有する病院・診療所で、入院する要介護者に施設サービス計画（ケアプラン）にもとづいた療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護などの世話、機能訓練、その他の必要な医療を行います。それだけに、医療重視の長期療養者への適切なケアや療養環境、医学的管理を提供することが求められます。

なお、医療制度改革に伴い、介護療養型医療施設（介護型療養病床）は当初、2012年3月までに廃止されることになっていましたが、その受け皿の整備が進んでいないため、2018年3月まで猶予されることとなりました。

施設数

1,894か所（2011年10月現在）

主な就業職種

医師、看護師、医療ソーシャルワーカー（MSW）、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、精神保健福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護職員、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、医療秘書、事務職員

採用について

介護療養型医療施設（介護型療養病床）はいずれ介護療養型老人保健施設やケアハウスなどに統廃合されるため、採用にも影響がありそうです。

関連団体・組織

日本慢性期医療協会

<http://jamcf.jp/>



訪問看護事業所(訪問看護ステーション)

利用者の自宅を訪問し、療養生活を支える機関

概要

自宅で継続して療養を受ける状態にある高齢者に対し、その主治医が必要と認めた場合、看護師などがその本人の自宅を訪れ、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

具体的には、疾病や負傷などによって寝たきりやこれに準ずる状態にある高齢者に対し、主治医の指示に従って看護師などが本人の自宅を訪問し、病状の観察や清拭、じょくそうの処置、カテーテルなどの管理、リハビリテーション、家族への療養上の指導など、介護に重点を置いた看護サービスを行います。医療への依存度が高い状態で自宅療養する人が増えているなか、きわめて重要な役割を担っています。

また、2012年の介護保険制度の見直しに伴い、24時間365日にわたり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が導入され、訪問介護事業所と一体型、もしくは連携型の事業を行うことができるようになったため、その役割はますます高まっています。

設置主体は、地方自治体、医療法人、社会福祉法人、医師会、看護協会など、厚生労働大臣が定める者のうち、一定の基準により、都道府県知事の指定を受けた者となっていますが、実際は医療法人による設置・運営が最も多くなっています。

施設数

6,089か所（2011年10月現在）

主な就業職種

看護師、准看護師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、事務職員

採用について

介護保険制度の見直しをはじめ、後期高齢者医療制度の創設など、医療制度改革に伴って整備が図られているため、今後も大幅な求人が見込まれます。また、福祉系企業・事業所によっては理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が必要となる場合もあるため、これらの職種についても採用の余地があります。

関連団体・組織

全国訪問看護事業協会

<http://www.zenhokan.or.jp/>

日本訪問看護財団

<http://www.jvnf.or.jp/>

子ども・女性に かかわるしごと

[職場]

保育所(保育園)
認定こども園
児童養護施設
乳児院
地域子育て支援センター
児童家庭支援センター
情緒障害児短期治療施設
障害児入所施設
児童発達支援センター
放課後等デイサービス事業所
保育所等訪問支援事業所
児童自立支援施設
少年院
児童相談所
家庭裁判所
児童館
母子生活支援施設
母子福祉センター
婦人保護施設
婦人相談所



保育所(保育園)

子どもたちの世話を通じ、その心を豊かに育む施設

概要

保護者の委託を受け、保育に欠ける乳児や幼児を保育します。

具体的には、親など保護者のしごとや病気などのため、家族では保育が困難な0歳から就学前までの乳幼児を預かり、保護者に代わって、食べる、遊ぶ、眠る、排泄などの基本的な生活習慣を身につけさせたり、食事を用意したり、各種診療によって健康管理に努めるなど健全な育成と豊かな人格形成の手助けをします。通常は、朝、登園し、夕方に降園するまでの間、保育士による指導が行われます。

しかし、近年、共働きの家庭が増えているだけでなく、母親の病気や出産などにより、午後8時ごろまでの延長保育や0歳児保育、緊急一時保育、さらには午後10時ごろまでの夜間保育や休日保育、障害児保育が行われるなど保育ニーズも多様化しています。また、乳幼児のころは人格の基礎をつくる大切なときであるため、家庭的な環境でゆったりと過ごせるよう配慮し、友だち同士の交流を通じて成長し合うべく、働きかけているところもあります。

施設数

2万3,711か所（2012年4月現在）

主な就業職種

保育士、保健師、栄養士、調理員、事務職員、運転手

<保育所での1日>

時間	活動内容
7:00～8:30	登園
8:30～	室内遊び、個別活動
9:30～	朝の会
10:00～	飲み物
10:15～	戸外遊び（お散歩、園庭などにて）
11:30～	室内遊び
12:00～	昼食
13:00～	午睡
15:00～	おやつ
15:30～	室内遊び（絵本読み聞かせ、運動など）、戸外遊びなど
17:00～	降園
18:30～20:00	延長保育
(19:00)	(夕食)

採用について

国は近年の課題である待機児童の解消に向け、2010年1月の「子ども・子育てビジョン」により2014年度末を目標に保育所（保育園）の定員を241万人とする方針を明らかにしていますが、保育所（保育園）の待機児童は2012年4月1日現在、4万6,127人と相変わらず多い状況です。そこで、政権交代を遂げた安倍首相は2013年7月、成長戦略の最優先課題として、向こう5年間で40万人の保育所（保育園）の定員増をめざす「待機児童解消加速化プラン」を発表し、株式会社の認可保育所（保育園）の参入も奨励しています。予断を許さないものの、その職員数の需要も見込まれるため、今後、採用枠はますます広がるものと思われます。

また、保育士という職種は結婚や出産などで中途退職する人たちも少なくないほか、最近では共働き夫婦の通勤の便も考え、駅前保育所（保育園）や企業・学校内保育所（保育園）も増えつつあるため、採用の枠は十分にあります。

なお、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各保育所の採用試験にそれぞれ合格することが前提となります。

関連団体・組織

全国保育協議会

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

日本保育協会

<http://www.nippo.or.jp/>

全国私立保育園連盟

<http://www.zenshihoren.or.jp/>



認定こども園

幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがある施設

概要

「就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」にもとづき、幼稚園や保育所（保育園）などのうち、就学前の子どもに対する教育や保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設です。

具体的には、教育・保育を一体的に行い、保護者の子育て相談や親子の集いの場を提供します。保育所（保育園）の待機児童の解消や幼児教育の充実、近年の幼保一体化の議論のなか、2006年10月に制度化されたもので、幼稚園と保育所（保育園）が一体的な運営を行う幼保連携型、幼稚園に保育所（保育園）の機能を加えた幼稚園型、保育所（保育園）に幼稚園の機能を加えた保育所型、自治体独自の認定によって運営される地方裁量型の4つのタイプがあります。

いずれも3歳以上の子どもに対し、それぞれのタイプに応じた教育や保育、また、その保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。利用者は、公立、私立を問わず、施設と直接契約をし、施設が決定した保育料を支払いますが、都道府県や市町村によって料金は異なります。

なお、2012年3月の「子ども・子育て新システムに関する基本制度」などに伴い、同年8月、認定こども園法の改正法が公布されました。この結果、学校や児童福祉施設としての法的な位置づけをもつ新たな「幼保連携型認定こども園」の創設などの内容が盛り込まれ、2016年4月1日までに政令で定める日から施行されることになっています。

施設数

1,099か所（2013年4月現在）

主な就業職種

保育士、幼稚園教諭

採用について

2010年1月の「子ども・子育てビジョン」によると、2012年度を目標に認定こども園を2,000か所以上整備することになっていましたが、この数値目標は「新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある」という条件付きでした。このため、抜本的な改正は2016年4月1日までに施行される予定のため、採用の見通しは今後の整備状況次第と思われます。

2016年4月1日までに予定されているこの制度の改正では、新たな「幼保連携型認定こども園」の職員について、幼稚園教諭と保育士試験の両方を有していることを原則としています。施行後5年間は、幼稚園教諭免許状、または保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることができるとする経過措置が設けられています。

<各施設の違い>

	幼稚園	保育所	認定こども園
所管省庁	文部科学省	厚生労働省	文部科学省・厚生労働省
役割	幼児教育	保育	幼児教育、保育、子育て支援
対象の子	3歳～就学前	保育に欠ける0歳～就学前	0歳～就学前のすべての子
1日の時間	標準4時間	原則8時間	4時間8時間ともに可
長期休業	あり	なし	設置者がきめる
料金の決定	設置者	認可／市町村 無認可／施設	設置者
手続き先	設置者	認可／市町村 無認可／施設	設置者
職員の資格	幼稚園教諭	保育士	0～2歳児は保育士。3～5歳児は両資格の併有が望ましい（片方でも可）

<「認定こども園」の概要と現状>

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定
 - ①教育および保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）
 - ②地域における子育て支援の実施（子育て相談や親子の集いの場の提供）

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数（H25.4.1）
幼保連携型	幼稚園 ⇄ 保育所	幼稚園と保育所の補助の組合せ	594か所
幼稚園型	幼稚園 → 保育所機能	幼稚園の補助制度	317か所
保育所型	幼稚園機能 ← 保育所	保育所の補助制度	155か所
地方裁量型	幼稚園機能 + 保育所機能	（一般財源）	33か所
			計1,099か所

なお、その後の「社会保障と税の一体改革」にもとづき、2014年4月からの消費税の5%から8%、さらに2015年10月からの同10%の引き上げに伴う収入の一部を財源に、幼稚園と保育所を一体化させた「総合こども園」に再編、保育所のほぼすべてを2015年から向こう3年間に「総合こども園」に移行させ、待機児童の解消をめざす方針も明らかにされたため、まだまだ流動的です。

関連団体・組織

全国認定こども園協会

<http://www.kodomoenkyokai.org/>



児童養護施設

**さまざまな事情で家族による養育が困難な児童を家庭に代わって
養育する施設**

概要

保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、その自立を支援する施設です。

具体的には、児童に食事や入浴、掃除などの基本的な生活指導から学校生活や友だちとの付き合いに関する相談、学校の教師と連携を密にした学習指導など、きめ細かな対応を行います。

また、地域との交流活動や児童相談所など公的機関との連絡・調整、保護者との面接など幅広い活動を行うほか、就職や進学の手導など、児童が自立した社会人として生きていくことができるよう、支援をしています。このほか、非措置児童の家庭の家族関係の調整をはじめ、保護者の子育てのパートナーとしての役割を果たして退所した人に対する相談、自立のための支援なども行います。

施設によっては、保護者が病気などの理由で児童を一時的に預かる短期入所生活援助（ショートステイ）や夜間養護（トワイライトステイ）などの事業も行っています。1日の日課は通常、朝6：00ごろに起床し、洗面や体操、掃除のあとに登校し、下校後はスポーツなどを楽しんだのちに夕食をとり、入浴後に学習や団らん、テレビを見たあと、夜20：00以降、順次就寝します。

施設数

589か所（2012年10月現在）

主な就業職種

児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員、栄養士、調理員、事務職員

採用について

従来、欠員が生じた場合に採用枠ができる程度でしたが、2000年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行されて以来、施設の整備・拡充が図られています。また、小規模児童養護施設が2006年4月から実施されているため、求人は今後も増えていくものと思われます。

求められる人材は、福祉の知識だけでなく、スポーツや音楽など児童と接するための方法をたくさんもっている人ですが、児童虐待の問題では児童のみならず、保護者へのケアも要求されます。

なお、採用時には児童指導員、保育士の資格の取得が求められます。

関連団体・組織

全国児童養護施設協議会

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>



乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育し、退院したのちも相談や援助を行う施設

概要

乳幼児（原則として（1歳未満の）乳児を入所させて養育しますが、必要な場合は就学前の幼児の入院も可能です）が入院し、養育されたのちに退院した乳幼児についての相談や援助、また、保護者に対する支援などを目的とする施設です。

母親の疾病（精神疾患を含む）や入院、療養、出産、家族の入院の付き添い、両親の別居、離婚、家出、死亡、未婚の母の子どもなどによって養育が不可能、また、両親がいても養育の能力がない、もしくは虐待や養育拒否、ドメスティックバイオレンス（DV）の被害の子、遺棄児（置き去り・捨て子）など、家庭環境上の問題を抱えている乳幼児を親など保護者に代わって養育します。

具体的には、乳幼児らの精神発達の観察や指導、授乳、食事、おむつ交換、入浴、日光浴、安らかに睡眠ができる環境の整備、遊びの指導、健康診査などを行って健康管理と安全管理に万全を期し、心身ともに健やかな成長を温かく見守ります。とくに乳児は病気に対する抵抗力が弱いため、看護師や医師、保育士が24時間体制で生活全般にわたって世話をするので、勤務形態は日勤、早番、遅番、夜勤、休日勤務などと変則的です。今後、子育てに課題がある保護者へのアフターケアを含む親子の関係の調整をはじめ、子育てに不安や悩みがある保護者へのカウンセリングなどによる支援、また、里親の地域支援の拠点としても期待されています。

施設数

129か所（2011年10月現在）

主な就業職種

医師、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、保育士、児童指導員、栄養士、調理員、事務職員

採用について

核家族化や共働き、女性の社会進出、未婚の母、保護者の家出、離婚などの増加に伴い、施設の整備が望まれているため、今後も採用は見込まれると思われます。

関連団体・組織

全国乳児福祉協議会

<http://www.nyujiin.gr.jp/>



地域子育て支援センター

子育てにかかわる相談や助言などの援助を行う機関

概要

乳幼児やその保護者が交流を図る場所、たとえば公共施設や空き店舗、公民館、保育所（保育園）などの児童福祉施設、小児科医院の医療施設などで子育てにかかわる相談や情報の提供、助言などの援助を行います。

実施される場所には、子育て支援に関して意欲があり、かつ子育てに関する知識と経験を有する人が配置されます。

施設数

ひろば型：2,266か所、センター型：3,302か所、児童館型：400か所（2012年度現在）

主な就業職種

保育士、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）

採用について

ここ数年、少子対策と女性の社会進出への支援のため、保育所（保育園）の機能を補完すべく拡充が図られています。具体的には、2005年度からの「子ども・子育て応援プラン」にもとづき、2010年度までに4,400か所整備されたほか、同年1月からの「子ども・子育てビジョン」にもとづき、従来の「ひろば型」と「児童館型」にこの「センター型」を加えて再編、計1万か所に拡充されることになりました。さらに、2013年度からは新たに地域機能強化型を加える一方、「ひろば型」と「センター型」を「一般型」に統合したほか、「児童館型」を「連携型」に再々編することになったため、採用枠は一層広がっています。



職場

児童家庭支援センター

児童に関する家庭などからの各種の相談や指導を行う機関

概要

児童に関する家庭などからの各種の相談のうち、専門的な知識と技術を必要とするものに応じて助言するとともに、保護を要する児童への指導や児童相談所などとの連絡・調整を総合的に行う施設です。このため、相談室のほか、児童短期入所（ショートステイ）や夜間養護等（トワイライトステイ）事業、一時保育などの在宅サービス、子育て支援のためのネットワークづくり、児童虐待防止への取り組みなどを実施しています。

施設数

87か所（2011年10月現在）

採用について

児童相談所との連携上、保育士や児童の遊びを指導する者（児童厚生員）、社会福祉士などは望まれます。



情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を抱えた児童を総合的に治療・支援し、早期の家庭復帰などをめざす施設

概要

軽度の情緒障害のある児童が短期間入所、または保護者のもとから通い、情緒障害を治すことを目的とする施設です。

具体的には、家庭や学校における人間関係などが原因で感情や情緒に不調をきたし、^{かんもく}緘黙や不登校、反抗、乱暴、窃盗、授業の妨害などの問題行動やチックや爪かみ、夜尿、拒食などの神経性習癖などを有する児童を対象に各種心理療法や生活指導、教育を行い、社会適応性を高めます。施設によっては総合的福祉対策の一環として、カウンセリングや家族療法を行うところもありますが、入所児童のうち、被虐待児童が増加しているため、その対応が課題となっています。

施設数

38か所（2013年4月現在）

主な就業職種

医師、看護師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、ソーシャルワーカー、事務職員

採用について

施設が少ないため、基本的には欠員が生じた場合のみ補充されているのが実情です。

関連団体・組織

全国情緒障害児短期治療施設協議会

<http://www.zenjotan.org/>



障害児入所施設

入所により障害のある児童へ福祉サービス・治療を提供する施設

概要

障害のある児童が入所し、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識や技能の付与を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

なお、障害児が入所する施設は以前、障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう、2012年度に障害児入所施設に再編されました。もっとも、これまでと同様、障害の特性に応じたサービスの提供も認められています。

施設数

福祉型障害児入所施設：182か所、医療型障害児入所施設：183か所（2013年3月現在）

主な就業職種

児童指導員、保育士、医師、看護師、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）

採用について

人口規模が大きい市のなかには採用の枠も広がっていくと思われますが、その場合、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、看護師などの有資格者はより有利でしょう。

関連団体・組織

全国身体障害者施設協議会

<http://www.shinsyokyo.com/>

日本知的障害者福祉協会

<http://www.aigo.or.jp/>

日本重症心身障害福祉協会

<http://www.zyuusin1512.or.jp/>

全国重症心身障害児（者）を守る会

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/>



児童発達支援センター

通所により障害のある児童へ福祉サービス、治療を提供する施設

概要

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を受ける地域の中核的な療育支援施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。障害児に対する通所施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう、2012年度に一元化されました。もっとも、これまでと同様、障害の特性に応じたサービス提供も認められています。

施設数

福祉型児童発達支援センター：2,365か所、医療型児童発達支援センター：112か所（2013年3月現在）

主な就業職種

児童指導員、保育士、医師、看護師、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）

採用について

当面、人口規模が大きい市は10万人を目安に複数、また、人口規模が小さい町村でも最低1か所設置されることになっているため、採用の枠は今後、広がると思われます。

関連団体・組織

全国児童発達支援協議会

<http://www.cdsjapan.jp/>



職場

放課後等デイサービス事業所

放課後や休業日の障害児を通所によりサポートする事業所

概要

学校通学中の障害児に放課後や夏休みなどの長期休暇中、児童発達支援センター等への通所による生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

具体的には以下のようなメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

- ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ②創作的活動、作業活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

また、本人が混乱しないよう、学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性に配慮しながら学校との連携・協働による支援も行います。

施設数

3,115か所（2013年3月現在）

主な就業職種

児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、技能訓練担当職員

採用について

市町村によっては保育所の入所待機児童の増加に伴い、保育所に代わるデイサービスの事業所として増える見込みのため、今後、採用の枠は広がると思われます。

関連団体・組織

全国児童発達支援協議会

<http://www.cdsjapan.jp/>

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会

<http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/>



保育所等訪問支援事業所

障害児が障害児以外との集団生活に適応できるよう、サポートする事業所

概要

保育所などを現在利用している障害児、または今後利用する予定の障害児が保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、2週間に1回程度施設を訪問し、「保育所等訪問支援」を提供することにより保育所等の安定した利用を促進します。

訪問先は、保育所をはじめ幼稚園や認定こども園、小学校、特別支援学校、地方自治体が認めた児童が集団生活を営む施設です。

施設数

116か所（2013年3月現在）

主な就業職種

児童指導員、保育士

採用について

放課後等デイサービス事業所と同様、2012年4月の児童福祉法改正に伴う事業所のため予断を許しませんが、今後、徐々に整備・拡充されることは間違いありません。このため、市町村によっては採用の枠は広がると思われます。

関連団体・組織

全国児童発達支援協議会

<http://www.cdsjapan.jp/>



職場

児童自立支援施設

不良行為をした、またはそのおそれのある児童の社会的自立を支援する施設

概要

不良行為をなした、またはそのおそれのある児童、および家庭環境、その他の環境上の理由により、生活指導などを要する児童が入所、または保護者のもとから通い、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。かつては教護院と呼ばれていましたが、1998年に名称が変更されました。

具体的には、窃盗や浮浪、性的悪戯、傷害、恐喝、暴力、乱暴、反抗、怠学など反倫理的、または反社会的な不良行為、もしくはそのような不良行為のおそれのある児童などに対し、適切な生活と教育の環境を与え、その行動を改善するため、児童自立支援専門員や児童生活支援員による生活指導、教諭による学校教育を中心に自立支援を行います。

ただし、この施設は非行児童の心理的な矯正や懲罰を科すところではなく、あくまでも家庭的な小さな集団のなかで情緒の安定を図る一方、生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることにより、児童の社会的な自立を助長するところに目的があります。

施設数

58か所（2011年10月現在）

主な就業職種

児童自立支援専門員、児童生活支援員、教員、栄養士、調理員、医師、職業指導員、事務職員

採用について

施設が少ないため、欠員が生じた場合に補充される程度です。採用者のほとんどは、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の卒業生です。

もっとも、長期的な処遇の必要上、家庭裁判所から少年院に送致されてきた非行少年と短期的な処遇で済む児童に分け、それぞれの自立支援を図るなど、時代に合った役割も期待されているため、中長期的には多少の求人増は見込まれるものと思われます。

関連団体・組織

全国児童養護施設協議会

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>



少年院

職場

非行少年（児童）を立ち直らせるため、社会不適応の原因を取り除いて健全な育成を図る施設

概要

家庭裁判所から保護処分として送致される、おおむね12～20歳未満の非行少年（児童）、および16歳まで刑の執行を少年院で受ける少年（児童）に対し、入所、^{きょうせい}矯正教育を行い、その円滑な社会復帰を期す法務省所管の矯正施設です。

具体的には、年齢や性別、非行の程度、心身の著しい故障などに応じ、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院のいずれかに入所し、小・中学校、高校などの学校教育に準ずる教科教育や職業補導、生活指導、保健・体育、特別活動などを通し、社会生活に適應させるための矯正教育が行われます。

また、その効果的な処遇のため、問題性が単純であるのか、比較的軽いのか、あるいは早期改善の可能性が大きいのかどうかにより、一般短期処遇と特修短期処遇、長期処遇に分けられ、それぞれの処遇課程ごとに処遇計画が作成されます。そのうえで、教育的処遇や心理劇、カウンセリング、自律訓練法、交流分析、読書療法などの治療的処遇、薬物乱用や車、交友、家族など非行に直接かかわる問題に働きかけ、その非行性の除去を図る問題群別の指導などにより、目標達成のために努力するよう、指導が行われます。

このほか、近年、保護処分の多様化とともに、短期少年院や交通少年院を設ける一方、仮退院という形で社会復帰し、保護観察を受けるため、関係機関や地域社会との連携も図られています。

なお、医療少年院を除いては、男女は別の施設が設けられています。

施設数

52か所（2013年5月現在）

主な就業職種

法務教官、法務技官

採用について

定期採用や欠員の補充などに応じ、公務員試験を実施して採用を決めていますが、公務員への就業に人気が集まっているため、門戸はきわめて狭いのが実情です。



職場

児童相談所

**児童に関する各種の相談に応じ、それぞれの問題解決のために
必要な指導・援助を提供する機関**

概要

児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として次の4つの業務を行う行政機関となります。

1. 児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応ずる
2. 児童やその家庭について、必要な調査、ならびに医学的、心理学的、教育的、社会学的および精神保健上の判定を行う
3. 児童やその保護者について、必要な調査、または判定にもとづいて必要な指導を行う
4. 児童の一時保護を行う

具体的には、18歳未満の児童を対象に、離婚や虐待など家庭や保護者の問題、非行、不登校など児童の問題がある場合、照会や来所、あるいは巡回による相談に応じ、その児童に適した援助を行います。

組織的には、相談・措置部門、判定・指導部門、一時保護部門、総務部門によって構成されており、一般家庭や学校、福祉事務所、保健所などから相談を受けたり、通告や送致などの形でケースが受理されたりすることになります。そこで、これを受け、保護者や児童からその背景などについて事情を聞いたのち、在宅指導や児童福祉施設への入所、国立療養所への入所委託、里親への委託、福祉事務所や家庭裁判所への送致、家庭裁判所への家事審判請求などを行います。

なお、以前は児童相談所に集中していた児童に関する相談について、一義的には市町村が担うよう改められた結果、児童相談所は深刻な虐待事例を重点的に担当し、両者が連携して対応するようになっています。

また、2007年6月の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」および児童福祉法の改正に伴い、虐待の疑いがあるにもかかわらず、児童相談所の家庭訪問に応じない親子に対し、都道府県知事が出頭を命じたり、これに応じない場合、立ち入り調査、または質問したりすることができるようになっています。

設置されるのは都道府県や政令指定都市、中核市、特例市などです。

施設数

207か所（2013年4月現在）

主な就業職種

ソーシャルワーカー（児童福祉司、相談員）、スーパーバイザー（査察指導員）、書記、児童心理司、児童指導員、セラピスト、医師、保健師、臨床検査技師、理学療法士（PT）、栄養士、事務職員

採用について

児童の健全な育成を図るうえでも重要な機関ですが、通常、一般行政職として採用されたのち、配属されるかは定期異動によって決まることになります。

なお、2000年11月に児童虐待防止法が施行されたほか、2004年11月の児童福祉法の改正に関連し、児童福祉司の増員が図られることになったため、社会福祉士の有資格者はとくに有望と思われます。



職場

家庭裁判所

家庭内の紛争や非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う機関

概要

家事事件の審判と調停、および少年事件の調査・審判を行う裁判所で、地方裁判所と同格の司法機関です。

具体的には、家事事件の調停・審判を行う家事部と、非行少年の審判や少年の福祉を害する成人の刑事事件の裁判を行う少年部に分かれています。このうち、家事部では、夫婦や親子など親族間における人間関係や財産などをめぐる紛争をできるだけ当事者同士の話し合いによって解決させるため、調停が行われますが、それでも決着できない場合、審判に移すこともあります。このほか、職権による後見監督や扶養料などの履行の確保も重要な職務です。

一方、少年部では、犯罪を犯したり、そのおそれのある20歳未満の少年を対象に、通常の刑事手続きによる処罰をせず、あくまでもその健全育成と人格形成を図るべく、性格の矯正や環境の調整に関する保護処分のための調査や審判を行います。

なお、12歳未満の少年については児童相談所に先議権があります。また、事件の内容によっては14歳以上であれば検察官に送致し、刑事裁判を行う場合があります。

本庁・支部・出張所数

本庁：50か所、支部：203か所、出張所：77か所（2009年1月現在）

主な就業職種

裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、事務官、参与員、家事調停委員、医師、看護師

採用について

家庭裁判所調査官は、毎年度、定期的に実施される家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験に合格したのち、採用されます。

なお、非常勤の参与員と家事調停委員は民間の有識者のなかから委嘱されます。



児童館

児童の健全な遊び場を確保し、健康増進や情操を豊かにすることをめざす機関

概要

主に18歳未満の児童に健全な遊びを与えて健康の増進を図る一方、情操を豊かにすることを目的とする施設で、児童遊園と並ぶ児童厚生施設の一つです。

具体的には、屋内における活動を主とし、その規模や機能などによって小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型などに分かれています。このうち、小型児童館は、小地域を対象に、子ども会や母親クラブなど地域に根づいた組織活動の育成・助長を図る総合的な機能をもっています。

また、児童センターは、小型児童館の機能に加え、運動や遊びを通じ、体力の増進の機能と年長児童育成機能を併せた特別の指導機能をもっています。

一方、大型児童館のうち、A型は広域の児童を対象とし、児童センターの機能に加え、都道府県内の小型児童館や児童センター、その他の児童館の指導および連絡・調整などの役割を果たす中枢的な機能をもっています。B型は自然のなかで宿泊させ、野外活動を行うことができる機能、C型は児童に健全な遊びを与え、健康の増進や情操豊かに芸術や科学・体育などの総合的活動ができる機能をそれぞれもっています。

なお、その他の児童館は公共性や持続性をもつもので、設備や運営などについては小型児童館に準じ、かつそれぞれの対象地域の範囲や特性、対象児童の実態などに応じたものです。地域によっては学童保育室を併設し、昼間、保護者が共働きのため、家庭にいない小学校低学年の児童を預かる学童保育（学童クラブ、放課後児童クラブ）を実施しているところもあります。

いずれにしても、それぞれの児童館では集会室や遊戲室、工作室、音楽室、図書室などを設け、児童たちを友だちとの“遊びの輪”に入れ、子ども同士の生き生きとした遊びの世界を再現しながら協調性や創造性、好奇心を伸ばすことに努めています。このため、音楽や劇、絵画、紙芝居、映画祭、親子劇場、児童劇、伝承遊び、地域の高齢者や障害者との交流活動など、さまざまな遊びや催しを企画して仲

間づくりを行っています。

平日の午前からお昼までは、乳幼児の親子を対象とした遊びのクラブや子育て相談などが行われ、午後以降は、下校した児童が過ごす場となるのが一般的な日課です。土曜日も開放し、日曜日や祝日には地域の人も交えたイベントを行い、子ども会や母親クラブなどの参加により、地域の子育て支援活動の拠点となっています。また、最近は中高生を対象としたプログラムを用意しているところもあります。

児童遊園について

児童遊園は屋外での活動を主とするもので、都市公園法にもとづく街区公園と相互に補完的な役割を有し、主として幼児や小学校低学年の児童を対象としています。その標準的な規模は都市部において330m²以上で、広場やブランコなどの遊具設備、トイレ、水飲み場などを設けることになっています。

施設数

4,318か所（2011年10月現在）

主な就業職種

児童の遊びを指導する者（児童厚生員）

採用について

公立の施設が大半であるため、公務員試験に合格し、そのしごとに就くのが一般的ですが、近年、少子化の進行に伴って採用枠は全般的に狭くなっています。もっとも、兼業主婦が急増しており、児童館はもとより、学童保育（学童クラブ、放課後児童クラブ）も大幅に不足しているため、これらに関連する採用は増加していくものと思われる。

関連団体・組織

児童健全育成推進財団

<http://www.jidoukan.or.jp>



母子生活支援施設

母子家庭の保護と自立に向けた生活支援を行う施設

概要

配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子とその監護すべき児童に対し、入所、保護するとともに、その自立の促進のため、生活を支援する施設です。退所者に対する相談、その他の援助も行います。

具体的には、夫との離婚や突然の死別、夫の行方不明、暴力、ギャンブル依存、アルコール依存、薬物依存、“サラ金地獄”からの避難などによって生活の基盤を失ってしまったり、未婚のまま出産して就労できないなどの生活困窮の母子世帯が対象となります。そのため、入所する母子は幸せな家族関係のなかで育った経験に乏しく、精神的にも身体的にも疲れ、不安定になっているケースも珍しくありません。

そこで、各世帯に調理の設備や浴室、トイレのある母子室などが用意され、学習部屋や静養室、医務室なども設けられており、近くに保育所（保育園）がない場合は保育所（保育園）に準ずる施設も併設されます。このような環境のもとで、就労や保育、健康管理、将来の生活設計について相談・援助を行うほか、児童に対して学習や遊びについての指導も行い、心身の健全な育成と経済的、精神的な自立を図ります。

なお、児童が18歳（必要があると認められる場合は20歳）になると退所しなければならないため、それまでに母子ともにしっかりと自立できるよう、進学や母親の就労、住宅の確保についてできる限り支援することが求められます。

施設数

261か所（2011年10月現在）

主な就業職種

母子支援員、少年指導員、保育士、調理員、医師、事務職員

採用について

施設には公立と私立がありますが、いずれも近年は急減しているため、採用はあまり多くありません。しかも、複雑化するばかりの母子家庭問題のなか、生活の場の提供や生活指導の強化、緊急保護の機能の必要性が叫ばれているものの、増設される見通しはほとんどないため、採用状況は厳しいものと思われます。

関連団体・組織

全国母子生活支援施設協議会

<http://zenbokyou.jp/>



母子福祉センター

母子家庭の福祉のための便宜や生活支援を総合的に供与する機関

概要

無料、または低額な料金で、母子家庭に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導や生業の指導、技能の習得、内職のあっせん、保育など、母子家庭の福祉のための便宜や生活支援を総合的に供与する施設です。

設置主体は都道府県や市町村、社会福祉法人です。

施設数

59か所（2010年10月現在）

主な就業職種

母子自立支援員、職業指導員、保育士、栄養士、事務職員

採用について

施設数が少ないため、採用枠もきわめて少ないのが実情です。



婦人保護施設

売春を行うおそれのある女性を入所させ、社会復帰をめざす施設

概要

性行^{せいこう}または環境に照らし、売春を行うおそれのある要保護の女性に対し、入所、社会復帰に必要な生活指導や職業指導、授産、就職指導を行う施設です。居室と食事が無料で提供されるほか、必要に応じて日用品や被服なども支給したり、貸与されたりします。

売春は悪質な犯罪に結びつくことも多く、回復途上の精神障害者や知的障害者など日常生活の自立が困難な者も増えているため、婦人相談所や福祉事務所などと連携しながら、その予防や早期発見、啓発活動に努めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では、婦人保護施設で被害者の保護を行えることが明確化されました。

施設数

45か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活指導員、職業指導員、調理員、栄養士、事務職員

採用について

近年、社会問題となっている割には施設が少ないため、欠員が生じた場合などに求人がある程度です。



婦人相談所

売春を行うおそれのある女性の保護・更生、およびドメスティックバイオレンス（DV）被害女性の保護を行う機関

概要

せいこう
性行または環境に照らし、売春を行うおそれのある要保護の女性の保護・更生について、次の3つの業務を行う行政機関です。

1. 要保護の女性に関する各般の問題の相談に応ずる
2. 要保護の女性やその家庭について必要な調査をはじめ、医学的、心理学的、職能的判定、ならびにこれらに付随した事項について必要な指導を行う
3. 要保護の女性の一時保護を行う

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」では、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことになっており、婦人相談所に対する期待はますます高まっています。

なお、昨今はその関連施設としてDV被害の女性のための民間シェルターも開設されています。

施設数

49か所（2011年4月現在）

主な就業職種

ケースワーカー（婦人相談員）、心理判定員、調理員、介護職員、栄養士、事務職員、嘱託医

採用について

地方公務員の採用試験に合格することが先決ですが、最初から婦人相談所に配属される可能性は高くないため、定期異動の際に希望することになります。

なお、ケースワーカー（婦人相談員）の場合、社会福祉士の取得が望まれます。

障害者にかかわるしごと

障害福祉サービスに係る自立支援給付などの体系

[職場]

生活介護事業所
自立訓練(機能訓練)事業所
自立訓練(生活訓練)事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援A型事業所
就労継続支援B型事業所
グループホーム・ケアホーム
障害者支援施設
地域活動支援センター
福祉ホーム
共同作業所(小規模作業所)
点字図書館
身体障害者福祉センター
身体障害者更生相談所
知的障害者更生相談所
精神科病院
精神保健福祉センター
保健所・保健センター

障害福祉サービスに係る自立支援給付などの体系

障害者に対する福祉サービスは2006年の障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、従来の居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、グループホーム）と施設サービス（重症心身障害児施設、療護施設、更生施設、授産施設、福祉工場、通勤寮、福祉ホーム、生活訓練施設）は、介護の支援を受ける介護給付、各種の訓練などの支援を受ける訓練等給付と、各市町村の創意工夫によって柔軟に実施される地域生活支援事業に大別されることになりました。

具体的には、介護給付は居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）、共同生活介護（ケアホーム）※、訓練給付は自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型＝雇用型、B型）、共同生活援助（グループホーム）、地域生活支援事業は移動支援、地域活動支援センター、福祉ホームです。

これにより、入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けてサービスの組み合わせを選択できるようになりました。さらに、サービスを利用する際には、利用者一人ひとりのサービス等利用計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

また、その対象も従来の身体障害、知的障害、精神障害のほか、難病など各種障害者へと広げられました。

※共同生活介護（ケアホーム）は、障害者総合支援法の改正により、2014年4月から共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

<2006年障害者自立支援法施行時の障害福祉サービスに係る体系の見直し>

旧サービス		
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・精・児)	施設サービス
	デイサービス(身・知・精・児)	
	ショートステイ(身・知・精・児)	
	グループホーム(知・精)	
		重症心身障害児施設(児)
		療養施設(身)
		更生施設(身・知)
		授産施設(身・知・精)
		福祉工場(身・知・精)
		通勤寮(知)
		福祉ホーム(身・知・精)
		生活訓練施設(精)

(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。



新サービス		
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するため、必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がきわめて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います
	共同生活介護(ケアホーム)*	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため、必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のため、必要な訓練を行います
	就労継続支援(A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

※障害者総合支援法の改正により、2014年4月から共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

<日中活動と住まいの場の組み合わせ>

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護※

生活介護

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援（A型＝雇用型、B型）

地域活動支援センター（地域生活支援事業）



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

または

居住支援

（ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能）

※療養介護については、医療機関への入院と併せて実施



生活介護事業所

障害者に対して主として昼間に入浴や排泄、食事などの介護、生活相談、創作的活動の提供を行う事業所

概要

常時介護を必要とする障害者を対象に、主として昼間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、および助言や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う事業所です。

事業所数

7,945か所（2013年3月現在）

主な就業職種

生活支援員、医師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

事業所の数が元々少なく、採用の枠も狭かったのですが、法改正によってその数が増えたため、採用枠は広がると思われます。



自立訓練(機能訓練)事業所

身体障害者などにリハビリテーションや身体の維持・回復のための訓練などを行う事業所

概要

身体障害者や難病患者などに対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション、生活などに関する相談・助言などを行う事業所です。

利用期間は原則として1年6か月です。

事業所数

243か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活支援員、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

事業所の数が元々少なく、採用の枠も狭かったのですが、法改正によってその数が増えたため、採用枠は広がるものと思われます。



自立訓練(生活訓練)事業所

知的障害者や精神障害者の生活能力の維持・向上などを行う事業所

概要

知的障害者や精神障害者に対する入浴や排泄、食事などに関し、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活相談・助言などを行う事業所です。

利用期間は原則2年間です。

事業所数

792か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活支援員

採用について

事業所の数が元々少なく、採用の枠も狭かったのですが、法改正によってその数が増えたため、採用枠は広がると思われます。



就労移行支援事業所

65歳未満の障害者に対し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行う事業所

概要

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、障害の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のため、必要な相談などを行う事業所です。

利用期間は原則として2年です。

事業所数

1,557か所（2011年10月現在）

主な就業職種

職業指導員、生活支援員、就労支援員

採用について

障害者の地域での就労移行支援は喫緊の課題であるため、今後、増えていくものと思われます。

関連団体・組織

全国社会就労センター協議会

<http://www.selp.or.jp/>



就労継続支援A型事業所

企業などに雇用されることが困難な障害者に対し、雇用契約にもとづき就労に必要な知識と能力の向上を図る訓練などを行う事業所

概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等にもとづいて就労する人に対し、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行う事業所です。

事業所数

629か所（2011年10月現在）

主な就業職種

職業指導員、生活支援員

採用について

就労移行支援事業所と同様、今後、地域のニーズの高まりとともに増えていくと思われます。

関連団体・組織

全国社会就労センター協議会

<http://www.selp.or.jp/>



就労継続支援B型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労に必要な知識と能力の向上を図る訓練などを行う事業所

概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者で、その年齢や心身の状態などの事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難になった、または就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人などに対し、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う事業所です。

事業所数

4,590か所（2011年10月現在）

主な就業職種

職業指導員、生活支援員

採用について

今後、就労継続支援A型と同様に採用の枠は広がると思われます。

関連団体・組織

全国社会就労センター協議会

<http://www.selp.or.jp/>



グループホーム・ケアホーム

障害者が、ふだんの生活に近い環境のなかで自立した生活を送ることができるよう、夜間に介護や日常生活上の相談・支援などを行う施設

概要

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主に夜間に共同生活の住居で相談や日常生活上の援助を行うサービスがグループホーム（共同生活援助）、共同生活の住居に入居している障害者に対し、主に夜間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行うサービスがケアホーム（共同生活介護）です。

一般的には、障害者が地域にあるアパートやマンション、一戸建て住宅などに4人以上で共同生活し、世話人によって食事などの家事や健康管理などの支援、相談、または生活支援員により食事や入浴、排泄などの介護を行います。

2006年の障害者自立支援法の施行により、それまで障害種別であった障害者のサービスが一元化され、グループホームは訓練等給付として、障害程度区分が「区分1」以下に該当する障害者、ケアホームは介護給付として、「区分2」以上に該当する障害者をそれぞれ対象としています。利用者は、利用したサービス量に応じた経済的な負担がありますが、上限月額が定められています。

なお、障害者自立支援法は2013年4月に障害者総合支援法へ改正・改称され、さらに2014年4月には、ケアホームとグループホームの一元化、「障害程度区分」から「障害支援区分」への名称・定義の改正が行われました。

一元化後のグループホームにおいては、これまでの日常生活上の相談、援助に加え、共同生活住居でのケアがより柔軟にできるよう、入浴や排泄、食事などの介護や家事、その他の日常生活上の援助を提供することになりました。

経営主体は、社会福祉法人やNPO法人、医療法人などです。

施設数

グループホーム：3,405か所、ケアホーム：3,052か所（2011年10月現在）

主な就業職種

世話人、生活支援員、サービス管理責任者

採用について

法改正を受けてグループホームの採用の枠は、今後徐々に広がると考えられます。

関連団体・組織

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

<http://www.gh-gakkai.com/>



障害者支援施設

障害者に対して入浴や排泄、食事などの介護や生活相談などの支援を行う施設

概要

施設に入所する障害者に対し、入浴や排泄、食事などの介護、また、生活などに関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う施設です。

施設数

1,661か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活支援員、職業指導員、就労支援員、医師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

ノーマライゼーションの理念の普及に伴い、都市部を中心に整備されつつあるため、今後、採用枠は広がるものと思われます。

関連団体・組織

全国身体障害者施設協議会

<http://www.shinsyokyo.com/>

日本知的障害者福祉協会

<http://www.aigo.or.jp/>

日本重症心身障害福祉協会

<http://www.zyuusin1512.or.jp/>

全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク

<http://www.therap.or.jp/nw/network.html>

全国重症心身障害児（者）を守る会

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/>



地域活動支援センター

障害者に対し、創作的活動や社会との交流などの機会を提供する機関

概要

障害者などを対象として、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設です。事業形態により、住民に対するボランティアの育成や就労のための社会適応訓練などを行っているところもあります。

施設数

2,446か所（2011年10月現在）

主な就業職種

職業指導員、生活支援員

採用について

採用の枠は決して狭くはありませんが、非正規雇用の場合も多く、社会保険が適用されないこともあります。



福祉ホーム

住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備を提供する施設

概要

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や、日常生活に必要なサービスを提供する施設です。このため、福祉事務所など関係機関との連絡・調整なども行います。

対象者は、家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅で生活することが困難な障害者となっていますが、常時介護や医療を必要とする状態にある人は除かれます。

施設数

156か所（2011年10月現在）

主な就業職種

管理人

採用について

施設が元々少ないため、採用の枠はきわめて狭く、欠員が生じた場合に補充がある程度と思われます。



共同作業所(小規模作業所)

地域で障害者が仲間と一緒に働く場を提供する事業所

概要

特別支援学校を卒業したものの、障害があるため、進路が決まらなかったり、一度は一般の事業所に就職したものの、しごとになじめずに就業が継続できなかったりしている地域の障害者を対象に、働く場や生活・交流の場の確保をめざす民間事業所です。障害者団体や障害者の親・家族の会、ボランティアなどの関係者が、生きがいづくりや機能訓練、生活支援、仲間づくり、学習、レクリエーションなどの共同事業を通じ、雇用促進のための訓練を行ったり、工賃を得ることを目的としています。地域によっては福祉作業所や小規模作業所、小規模授産所、障害者作業所などともいわれています。

具体的には、地域の住民や事業所の理解と協力のもと、公園の清掃や廃品の回収・リサイクル、事業所の各種下請け作業、パンやクッキーなど自主製品の製造・製作とバザーなどでの販売、喫茶店などの経営を通じ、収益をあげています。また、音楽の演奏や運動会などのレクリエーション、生け花や陶芸などのクラブ活動、自治会活動などを行っているところもあります。

このような共同作業所が生まれた背景としては、住み慣れた地域で暮らしたいという障害者や家族の思いや、行政による特別支援学校卒業後の地域における雇用の場づくりの立ち遅れなどがあります。しかし、法定外の無認可の事業所とあって、地方自治体などの援助が少ないため、施設の経営基盤や雇用の不安定などの問題を招いているところも見受けられます。

ただし、最近では地域の一般の事業所が理解を示して業務を発注するなど、少しずつ環境が改善されてきています。

なお、2006年10月から障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）によって新たなサービス体系となり、共同作業所は主に地域活動支援センターや就労継続支援B型事業所への移行が行われています。

施設数

445か所（2012年4月現在）

主な就業職種

生活相談員、作業指導員、ケースワーカー

採用について

事業所が元々少ないため、採用の枠はきわめて狭いうえ、非正規雇用が大半のようです。

関連団体・組織

きょうされん

<http://www.kyosaren.com/>



点字図書館

視覚障害者に対し、点字図書や録音図書の製作や貸し出しなどを行う図書館

概要

視覚障害者に対し、無料、または低額な料金で点字の刊行物や視覚障害者用の録音物の利用に供する施設です。

点字図書や録音テープの製作・貸し出しを主な業務とするほか、点訳・朗読奉仕員の指導・育成や関係図書の奨励、各種相談事業などを行っています。このほか、視覚障害者を対象に一般の刊行物を点字に翻訳して製版したり、印刷したりする点字出版施設があります。

また、字幕（手話）入りのビデオカセット・DVDの製作・貸し出しや手話通訳者の派遣、手話教室や教育・育児・医療・職場に関する相談事業を行う聴覚障害者情報提供施設もあります。いずれも無料、または低額な料金で利用できます。

施設数

73か所（2011年10月現在）

主な就業職種

点訳奉仕員、朗読奉仕員、事務職員（図書館司書）

採用について

図書館も職員もまだ少ないため、現状では欠員が生じた場合、求人がある程度です。

関連団体・組織

日本点字図書館

<http://www.nittento.or.jp/>



身体障害者福祉センター

身体障害者とその家族、ボランティアなどが交流し、文化活動などを行う機関

概要

身体障害者や家族に対し、無料、または低額な料金で各種の相談に応じたり、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する機関です。

身体障害者福祉センターには、次の4つの種類があります。

- ①各種相談に応ずるほか、機能訓練や社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのため、必要な便宜を総合的に供与するA型。
 - ②障害者デイサービスやボランティアの養成、その他身体障害者の福祉の増進を図るB型。
 - ③在宅の身体障害者が自宅から通所し、創作的活動や機能訓練などを行う在宅障害者デイサービス施設。
 - ④広域的な利用施設として景勝地や温泉地などに設置され、障害者とその家族が気軽に宿泊したり、休養することができるほか、レクリエーションなどのための便宜を供与したりする障害者更生センター。
- 設置主体は、原則として地方自治体となっています。

施設数

A型：33か所、B型：132か所、障害者更生センター：5か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活相談員、職業・作業指導員

採用について

いずれのタイプの施設も、近年のノーマライゼーションの理念の普及とともに整備・拡充が図られているため、求人も全般的に増えています。



身体障害者更生相談所

身体障害者本人やその家族からの相談に応じ、専門的な指導、判定業務などを行う機関

概要

身体障害者やその家族に対し、専門的な知識と技術を必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、補装具の処方および適合判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、来所の難しい人などのために必要に応じて行う巡回相談、さらに地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行う行政機関です。

設置主体は都道府県、政令指定都市となっています。

施設数

78か所（2011年4月現在）

主な就業職種

医師、身体障害者福祉司、ケースワーカー、心理判定員、職能判定員、保健師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）

採用について

公務員として採用され、配置されます。身体障害者福祉司などは任用資格です。



知的障害者更生相談所

知的障害者やその家族からの相談に応じ、専門的な指導、判定業務などを行う機関

概要

知的障害者やその家族に対し、専門的な知識と技術を必要とする相談・指導業務や医学的、心理学的、職能的な判定業務、市町村に対する専門的な技術的援助、来所の難しい人などのために必要に応じて行う巡回相談、さらには関係機関と連携を図り、地域のネットワーク化を推進するといった地域生活支援の推進などを行う行政機関です。

設置主体は都道府県、政令指定都市となっています。

施設数

80か所（身体障害者更生相談所や児童相談所と統合、もしくは併設されていることが多い状況です。2011年4月現在）

主な就業職種

医師、知的障害者福祉司、ケースワーカー、心理判定員、職能判定員、保健師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）

採用について

基本的には公務員試験を受験しますが、施設が少ないため、採用枠は狭くなっているのが現状です。



精神科病院

精神障害者の治療や看護などに必要な専門職員をもち、入院・外来用の設備のある専門病院

概要

精神障害者に対し、集中的な治療や看護、保護を行い、その社会復帰を促進する一方、精神疾患の発生の防止と国民の精神的な健康の保持、およびその増進に努めることにより、福祉の増進と国民の精神保健の向上を図ることを目的とする医療施設です。

福祉系職種の場合、精神保健福祉士が中心となり、精神科病院を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活への適応のために必要な訓練、その他の援助を行います。また、患者の保護者などとの連絡・調整を行うこともあります。

設置主体は、国、または都道府県、もしくは都道府県の指定を受けた民間の病院です。病院の形態は、総合病院に精神科（デイケア）の病棟がある場合、あるいは診療所に精神科（デイケア）を設置している場合などさまざまです。

精神科病院の機能は近年、閉鎖的な隔離入院から開放的な治療・入院、さらには地域移行支援へと転換しており、精神障害者の人権の尊重や社会復帰に対する国民の理解と協力が望まれています。

施設数

1,076か所（2011年10月現在）

主な就業職種

精神科医師、看護師、准看護師、薬剤師、栄養士、調理員、検査技師、精神保健福祉士、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、臨床心理士、事務職員

採用について

精神障害者は約258万人といわれていますが、それに比して精神科病院はまだ不足しています。このため、今後、都市部を中心に整備されていくことに伴い、精神保健福祉士などの採用の枠は広がっていくと思われます。

関連団体・組織

日本精神科病院協会

<http://www.nisseikyo.or.jp/>

日本精神神経科診療所協会

<http://www.japc.or.jp/>



精神保健福祉センター

地域の“心の健康”の保持増進のため、幅広い取り組みを行う
機関

概要

精神保健や精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究や相談および指導、精神医療審査会の事務や自立支援医療（精神通院医療）の支給要否の認定、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務などを行う行政機関です。

保健所と連携する地域精神保健福祉活動の拠点として、都道府県と政令指定都市に設置される中枢機関であり、保健所や関係機関に対する技術の指導・援助、その職員に対する教育や研修、調査研究、精神保健福祉相談などにも努めています。

また、精神障害者などの社会復帰を促進するため、デイケアやアルコール関連の依存症などの問題や思春期における精神保健福祉に関する相談・指導、うつ病やひきこもり対策、家族教室などに取り組んでいます。

施設数

69か所（2013年7月現在）

主な就業職種

精神科医師、看護師、保健師、薬剤師、栄養士、検査技師、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員、事務職員、臨床心理技術者、作業療法士（OT）

採用について

折からの財政危機に伴う行財政改革、民営化などで今後の整備・拡充には予断を許さない情勢です。また、採用にあたっては公務員試験に合格することが前提となり、採用の枠はきわめて厳しいと思われます。



保健所・保健センター

**精神衛生行政の第一線として、身近で幅広い相談などへの対応
や支援事業を行う機関**

概要

精神障害者にかかわる業務として、保健所は精神保健に関する事項について企画・調整、普及・啓発、研修や組織の養成、およびこれらに必要な事業を行います。また、相談や訪問指導を行うほか、精神障害者の健康の保持および増進を図るため、必要があるときは精神保健に関する情報の収集や整理、活用、もしくは所管区域に係る精神保健に関する調査研究を行います。

一方、保健センターは、精神保健に関する事項について、健康相談や保健指導、健康診査、その他地域保健に関して必要な事業を行います。

なお、医療観察法にもとづき、保護観察所との連携も必要に応じて行います。

設置主体は、保健所は都道府県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市、または特別区、保健センターは市町村（任意設置）となっています。

施設数

保健所494か所（2013年4月現在）、市町村保健センター2,705か所（2009年10月末現在）

主な就業職種

医師、歯科医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、臨床心理士、精神保健福祉士、職業指導員、作業指導員、診療放射線等各種検査技師、精神保健福祉相談員、医療社会事業職員、調理員、事務職員、獣医師、歯科衛生士

採用について

昨今の緊縮財政のもとではその整備・拡充は厳しい状況であると思われます。とりわけ、町村ではほとんど採用の枠はなさそうです。

貧困者・ 低所得者に かかわるしごと

【職場】

救護施設
更生施設
医療保護施設
宿所提供施設
授産施設
自立支援センター



職場

救護施設

障害のため日常生活が困難な要保護者が、生活扶助を受ける入所施設

概要

身体上、または精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者が生活扶助を受ける入所施設です。

具体的には、しごとをしたり、クラブ活動や散歩、買い物などの余暇活動のほか、季節の行事を企画しながら生活指導や職業訓練を行います。他の社会福祉施設と違い、どのような種類の障害がある人でも入所できるのが特徴で、入所者のなかに身体障害者もいれば知的障害者や精神障害者もいることがあります。このため、食事や入浴、排泄、衣類の着脱などの一般的な介助のほか、リハビリテーションや職業訓練など総合的な治療や介護の知識も必要です。

近年、入所者の高齢化（平均年齢：男性63.0歳、女性65.1歳。2010年10月現在）や障害の重度化が目立っているため、勤務形態も変則的で、宿直や早番、遅番などがあります。とりわけ、生活指導員は施設の管理・運営からケアマネジメント、ケースワーク、行政など関係機関との連絡・調整などのしごとが重視されるため、かなりの経験と人格的な素養、体力が求められます。

なお、設置主体は都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

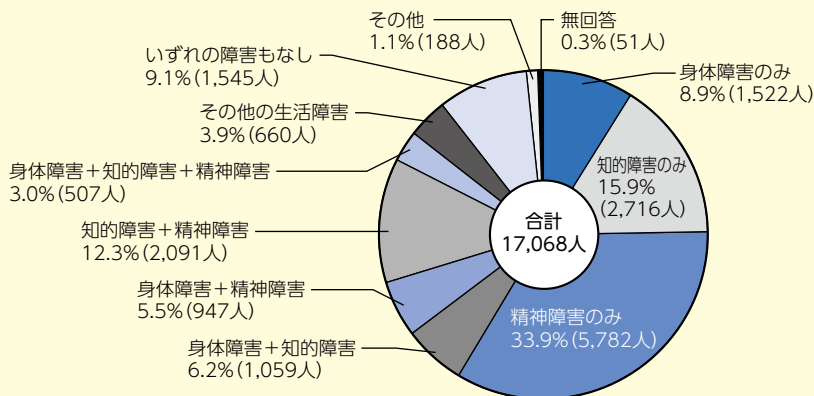
<日課の一例>

7:00	起床・検温・洗面・身支度・清掃
8:00	朝食・食堂の片付け ラジオ体操・朝礼・散歩
10:00	作業・生活指導・通院・クラブ
12:00	昼食・昼休み・食堂の片付け
14:00	作業・生活指導・クラブ・PR・ 介護入浴
16:00	入浴
18:00	夕食・食堂の片付け
20:00	入浴・自由時間
22:00	就寝

施設数

184か所（2011年10月現在）

<救護施設利用者の障害状況(2010年10月1日現在)>



出典：全国救護施設協議会ホームページより作成

主な就業職種

生活指導員、介護職員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護師、栄養士、調理員、嘱託医、事務職員

採用について

総合的な施設であるうえ、今後はホームレス（路上生活者）などもその対象に加えていく必要性があります。なぜなら、2002年8月の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援特別措置法）」の公布に伴う国の基本方針や都道府県の計画により、今後、施設の整備・拡充がみられるからで、求人も徐々に増えるものと思われます。

関連団体・組織

全国救護施設協議会

<http://www.zenkyukyo.gr.jp/>



更生施設

養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設

概要

心身上の理由で、養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設です。

具体的には、売春や犯罪、放浪などにより正常な生活や就業が不可能な状態にある人が対象で、社会復帰に必要な職業訓練や生活全般の指導を通じ、自助の精神や家族生活に必要な知識を涵養するようにします。また、退所後、公共職業安定所（ハローワーク）などと連携して援助します。

施設数

21か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活指導員、作業指導員、医師、看護師、保健師、作業療法士（OT）、心理判定員、職能判定員、栄養士、調理員、事務職員

採用について

近年、都市部を中心に整備されつつあるものの、数はまだまだ少ないため、募集の欠員が生じた場合にある程度です。



医療保護施設

生活保護法にもとづき、ホームレスなどの要保護者に医療を提供する施設

概要

医療を必要とする要保護者に対し、医療の給付を行う施設です。

具体的には、指定病院や診療所の許可病床であるため、独立した施設というよりも、病院に付随する機能の施設といえます。事実、職員は病院との兼任の場合が多いです。

施設数

58か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活指導員、医師、看護師、栄養士、調理員、事務職員

採用について

かつてからホームレス（路上生活者）や結核患者の保護施設として重要視されていましたが、数年前からホームレス（路上生活者）の保護が図られるようになりました。このため、採用枠はより広がりを見せています。



宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に住宅扶助を行う施設

概要

住居のない要保護者の世帯に対し、住宅扶助を行う施設です。あくまでもいわゆる生活寮的な機能を持ち、介護などの援助は行われません。設置は都道府県、または市町村単位で行われます。

なお、類似の施設として、生活困窮者を無料、または低額で一時的に滞在できる無料低額宿泊所がありますが、これは社会福祉法にもとづくもので、個人や任意団体などが都道府県知事に届けば自由に設置できます。施設数は2011年6月現在、488か所ですが、無届けの法外施設で、生活保護の要保護者を対象に貧困ビジネスの温床になっているところもあるといわれています。

施設数

11か所（2011年10月現在）

主な就業職種

生活指導員、事務職員

採用について

施設としての役割は近年、公共（営）住宅の整備に伴って減る一方で、採用枠もほとんどないのが実情です。もっとも、2008年秋のリーマン・ショック以降、失業者が320万人を突破し、生活保護の申請者は2012年10月現在、過去最多の約214万人と急増、そのなかには住居のない人もいるため、これらの人たちを対象に無許可で賃貸マンションやアパートを仲介し、法外の保証金や家賃を請求する貧困ビジネスも目立ち始めています。このため、地域によっては施設の必要性があるところもあるので、一部の地域、とりわけ、都市部では施設の整備に伴って採用も見込めるものと思われます。



授産施設

要保護者に就労や技能の修得に必要な機会を与え、自立を支援する施設

概要

身体上、精神上の理由、または世帯の事情で就業能力の限られている要保護者に、就労や技能の修得のために必要な機会を与え、自立を支援する施設です。

要保護者の就業能力の程度や経歴などが勘案され、農業や園芸、陶芸、縫製、機械工作、食品製造、印刷、コンピューター・プログラムの作成などについて実務作業と職業訓練が行われます。作業能力によって一定の工賃が支払われるのは障害者支援施設と同様です。

ただし、設置主体は、都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

なお、法定外の施設として地方自治体が独自に設置する心身障害者・児通所施設、障害者・児の父母の会、ボランティアによる共同作業所などがあります。

施設数

20か所（2011年10月現在）

主な就業職種

作業指導員、職業指導員、事務職員

採用について

施設数が減少傾向のため、求人は欠員が生じた場合にのみある程度です。



自立支援センター

ホームレスに宿所や食事など日常生活に必要なサービスを提供し、就労による自立を支援するための行政機関

概要

都市公園や河川、道路、駅舎、その他の施設を起居の場所とし、日常生活を送っているホームレス（路上生活者）に一定期間宿泊場所を提供し、健康診査や身元の確認、ならびに生活に関する相談や指導、さらには就業の相談やあっせんなどを行うことにより、その自立を支援する行政機関です。

設置主体は都道府県、または市町村で、国が必要経費を補助することになっています。

施設数

26か所（2012年10月現在）

主な就業職種

医師、看護師、精神保健福祉士

採用について

ここ数年、企業の倒産やリストラでホームレス（路上生活者）が急増しているため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援特別措置法）」が2002年8月に制定され、注目されています。しかし、施設はまだまだ少ないため、採用はきわめて少ないのが現状です。

行政に かかわるしごと

【職場】

地方公共団体
福祉事務所



地方公共団体

都道府県や市町村において福祉行政に係る施策や事業を実施する

概要

地方公共団体は、日本国憲法第92条および地方自治法による地方自治の本旨にもとづき、その組織や運営に関して必要な行政や行政作用を行います。

具体的には、普通地方公共団体と特別地方公共団体があり、前者は都道府県と市町村、後者は特別区、地方公共団体の組合および財産区があります。とりわけ、都道府県と市町村は福祉六法を中心とした福祉行政に係る施策や事業を実施する、いわゆる地方自治体として重要な位置を占めています。

しかし、基礎自治体とされる市町村の場合、東京23区の特別区や人口規模が数百万人の政令指定都市をはじめ、中核市や特例市もあれば限界集落や離島などの中山間地域もあるなど、さまざまです。その中で、これらの業務に従事する社会福祉職が配置される地方公共団体となると、特別区、政令指定都市、中核市、特例市、それに広域自治体とされる都道府県に限られるのが実状です。

このため、限界集落や離島などの中山間地域を抱える市町村の場合、地域包括支援センターにおける社会福祉士や主任ケアマネジャー（介護支援専門員）、福祉事務所の生活保護ケースワーカー（査察指導員）など、ごく一部を除けば社会福祉職として配置されることはまずありません。今後、人口規模が小さな市町村のなかには周辺の市などと合併して縮減するところもあるので予断を許しません、少子高齢化はますます深刻になることは間違いないため、徐々に社会福祉職を採用していくところも増えると思います。

官庁数

都道府県47、市町村1742（うち、特別区23、政令指定都市20、中核市42、特例市40）（2013年1月現在）

主な就業職種

老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員、家庭相談員、婦人相談員、医師、看護師、保健師、ケアマネジャー（介護支援専門員）、訪問看護員（ホームヘルパー）、事務職員

採用について

1990年の老人福祉法等社会福祉八法の改正や1996年の介護保険法の制定など、近年の社会福祉基礎構造改革に伴う国から地方への事務や権限の移譲により、都道府県、わけても市町村における福祉行政の充実が年々図られています。このため、これらの地方公共団体のなかには従来的一般職とは別に社会福祉職として職員を採用するところが増えつつあります。

ただし、いずれも専門職として採用するため、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャー（介護支援専門員）などの国家資格、またはその受験資格を有する人、もしくは社会福祉主事任用資格の保持者を応募要件としているところがほとんどです。

ちなみに医師や看護師、保健師、ケアマネジャー（介護支援専門員）、訪問看護員（ホームヘルパー）などは技術職などとして別途採用の枠を設けているところが一般的です。

なお、市町村および一部都道府県が設置する福祉事務所については福祉事務所の項を参照して下さい。



福祉事務所

福祉行政の中核的な現業機関として、福祉六法に関する業務を行う

概要

福祉事務所は、社会福祉法にもとづき、都道府県および市（特別区を含む）に設置が義務づけられています。町村は任意設置です。

福祉事務所では、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法（福祉六法）に定める援護、育成、または更生の措置に関する事務を所管します。

具体的には、援護などを必要とする人の家庭を訪問したり、面接により本人の状況を調査し、保護措置の必要の有無およびその種類を判断したりするほか、生活指導などを行ったりします。このほか、民生委員・児童委員に関する事務、児童扶養手当に関する事務なども行います。

福祉事務所の所員の定数は、地域の実情に合わせて条例で定められます。福祉事務所には所長や事務職員のほか、スーパーバイザー（査察指導員）やケースワーカー（現業員）が配置されています。このうち、査察指導員や現業員については社会福祉主事の資格が必要です。このほか、知的障害者福祉司や身体障害者福祉司が配置されている福祉事務所もあります。

施設数

1,251か所（2013年4月現在）

主な就業職種

査察指導員、現業員、老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、事務職員、家庭相談員、婦人相談員、嘱託医

採用について

通常は一般行政職（公務員）として採用されたのち、定期異動などによって配属されます。「平成の大合併」によって市町村が縮減されるながらも、住民の福祉ニーズの多様化に伴い、ここ数年、町村での設置が増えてきているため、採用の枠が広がりつつあります。

その他の 専門職・職場

[職場]

社会福祉協議会(社協)
福祉(系)生協
労働者協同組合(ワーカーズコープ)
福祉公社・社会福祉事業団
福祉NPO法人事業所
福祉系企業・事業所
①福祉用具販売・レンタル
②金融商品販売
③在宅介護サービス
特例子会社



社会福祉協議会(社協)

地域福祉の向上のため民生委員・児童委員やボランティアなどで構成される民間非営利の組織

概要

地域の住民の福祉を向上させるため、住民自らが主体となって運営する民間非営利の組織で、全国、都道府県、政令指定都市、市町村単位に全国社会福祉協議会（全社協）、都道府県社協、政令指定都市社協、市町村社協がそれぞれ設置されています。

具体的には、民生委員・児童委員や社会福祉施設、民間福祉団体、行政、町内会、自治会などの代表やボランティアなどで構成されており、社協の事業・活動の指針の作成や日常業務の相談・助言、事業実績の収集・分析、社会福祉の啓発活動、住民の実態調査、各種福祉団体への援助、在宅福祉活動、地域福祉活動計画の策定・実施、ボランティア活動の推進、市民福祉講座の実施、共同募金活動など住民の側に立ったさまざまな事業の企画・実施、進行管理、およびこれらの事務処理を行います。

近年、少子高齢化の進行に伴い、従来の低所得者や障害者を対象とした生活福祉資金の貸付や住民に対するボランティア活動の啓発、小地域福祉活動、民生委員・児童委員や地方自治体などの協力による心配ごと相談への助言などの援護活動、老人クラブや子ども会、高齢者介護者の会の育成、敬老行事の開催、歳末助け合い運動の実施などに加え、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）による高齢者や障害者を対象とした家事援助、介護サービス、共同作業所などの施設の運営なども行っています。

また、生活支援員が介護サービスの利用のための援助や、これに付随した金銭管理などを行う日常生活自立支援事業（旧・地域福祉権利擁護事業）の推進役として、その活動が注目されています。

団体数

全社協1か所、都道府県社協・政令指定都市社協66か所、市町村社協1,853か所
(2011年12月現在)

主な就業職種

福祉活動指導員、福祉活動専門員、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、ボランティアコーディネーター、受託事業職員、事務職員

採用について

それぞれの社協によって欠員が生じたり、新規事業の着手や機構改革などに伴い、不定期に採用しています。

関連団体・組織

全国社会福祉協議会

<http://www.shakyo.or.jp/>



福祉(系)生協

生活協同組合（生協）の組合員を中心に家事援助サービスや訪問介護員の養成などを行っている民間非営利の組織

概要

生活協同組合（生協）の組合員やその家族、および地域の高齢者や障害者、児童の福祉の向上のため、入浴や通院などの介護や洗濯、調理などの家事援助サービスの提供、介護講座や福祉講座、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）の養成などを行っている民間非営利の組織です。

2000年4月に介護保険制度が導入されたことに伴い、都道府県知事の指定を受け、居宅支援事業者として従来の組合員を対象とした有償在宅福祉サービスを有料化し、広く一般住民を対象としたコミュニティビジネスへと転換するところが増えています。

事業者数

155生協（介護保険事業を扱っている生協の数。2004年度現在）

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、事務職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、栄養士

採用について

それぞれの生協の設立や地域福祉活動の着手などに伴い、個々の生協が独自に採用していますが、福祉系大学や短大に進学し、卒業後、就職するケースが一般的です。

ただし、ほかの職業から転身したり、就職したりする場合もあるため、福祉系大学や短大、専門学校に進学し、社会福祉主事任用資格に必要な単位を取得したり、社会福祉士や介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）の資格を取得するだけでなく、生協活動に深い理解のあることが求められます。

なお、購買生協を中心とした一般の生協は1970～1980年代に急増しましたが、1990年代後半から放漫経営や大型スーパーマーケットの進出に伴って陰りが生じているところがあるため、一部は福祉（系）生協に衣替えしたり、破綻したりしているところもあります。

関連団体・組織

日本生活協同組合連合会

<http://jccu.coop/>

日本医療福祉生活協同組合連合会

<http://www.hew.coop/>



労働者協同組合 (ワーカーズコープ)

働く人たちが事業資金を共同出資し、民主的な経営で資金を分担し、地域で高齢者や障害者の介護や子育てなどを行う組織

概要

働く人たちが事業資金を共同出資し、民主的な経営で資金を分担し、地域で高齢者や障害者の介護や子育てなどを行い、社会貢献や地域再生に努めようという非営利の企業組合法人およびNPO法人事業所です。

労働者協同組合は、1971年、兵庫県西宮市で創設した高齢者事業団に由来し、その後、全国各地で失業者や中高年のしごとづくりをめざす事業団が誕生しました。以来、全国各地にセンター事業団などを設置し、各地の地域福祉事業所を拠点に高齢者や障害者の介護や子育てなどの直営事業を実施しています。また、近年、自治体から地域交流館や介護予防施設、保育所（保育園）、学童保育所、生活保護受給者を対象とした就労職業訓練、体育館などの指定管理業務を受託する委託事業を展開しています。

このほか、現在は東日本大震災の被災地で関係自治体からの委託による被災者の求職者支援や震災対応のための人材育成・起業、地域資源活用普及など各種事業にも取り組んでいます。また、2008年には協同労働の先進地・イタリアを参考に、わが国でも労働者協同組合（ワーカーズコープ）のような非営利の企業組合法人およびNPO法人事業所に対して市民権を付与すべく、超党派による議員連が発足し、「協同労働」の法制化にも努めています。

なお、所管は厚生労働省です。

施設数

事業所および出張所約300か所（2012年7月現在。指定管理受託施設は除く）

主な就業職種

社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、保育士、看護師、准看護師、保健師、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）、事務職員

採用について

基本的には失業者や中高年が中心ですが、近年、全国の自治体から地域交流館や介護予防施設、保育所（保育園）、学童保育所、生活保護受給者を対象とした就労職業訓練、体育館などの指定管理業務などを受託しているため、上記の失業者や中高年はもとより、新卒者など若者の採用枠も広がりつつあります。

関連団体・組織

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

<http://www.roukyou.gr.jp/>



福祉公社・社会福祉事業団

**行政の一組織、または事業委託などの形態で地域の高齢者など
に対し、在宅福祉サービスを提供する機関**

概要

福祉公社・社会福祉事業は、いずれも行政の一組織、または行政からの事業委託、もしくは行政から全面的な援助を受け、地域の高齢者などに対し、各種の有償在宅福祉サービスを提供する非営利の組織です。

行政から全面的な援助を受けたり、仲間同士による相互扶助的なものもあれば、利用会員と協力会員がサービスの需給を媒介としたものもあります。サービスの内容は、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）の派遣、各種相談・助言や友愛訪問などの相談関連、介護、食事、入浴、洗濯に至る家事・介護、外出介助や留守番などの在宅サービス、看護やリハビリテーションの指導などの医療関連、生活資金の貸付や各種援助による資金関連、警報装置の貸与や事務・経理の代行、各種指導などとさまざまです。

2000年4月の介護保険制度の導入以降、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置した事業の拡大が期待されていますが、人件費の削減などにより、社協などと統廃合されているところが増えています。

事業者数

32公社（2009年3月現在）

117事業団（2013年4月現在）

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、事務職員、理学療法士（PT）、看護師、保健師

採用について

事業の縮小や社協などとの統廃合、指定管理者制度の導入に伴う事業委託の見直しにより、採用は大幅に減っています。

関連団体・組織

全国社会福祉事業団協議会

<http://www.zenkoku-sfj.or.jp/>



福祉NPO法人事業所

高齢者や障害者などを対象にグループホームの経営や配食などの家事援助など、幅広い活動を行う事業所

概要

主に高齢者や障害者、児童などを対象に宅老所やグループホーム、福祉マンションなどを建設して経営したり、配食や訪問入浴、送迎などの家事援助を行ったりする民間非営利の事業所で、1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定以来、注目されています。また、障害者の就労支援やパソコン教室、点字・手話講座への講師の派遣、介護タクシーなどのコミュニティビジネスを行うところもあります。

地方自治体では、団塊世代の地域デビューのため、福祉NPO法人事業所の設置希望者を対象に、情報提供や起業資金の助成、講習会の開催などに力を入れているところもあります。もっとも、2008年末の公益法人制度改革に併せ、福祉NPO法人の事業まで原則として課税の対象となるなど税制優遇措置はいまだに不十分な状況です。

団体数

2万7,602法人（保健・医療分野のNPO法人も含みます。2013年3月現在）

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護師、保健師、栄養士、事務職員

採用について

2006年の介護保険制度の見直しに伴い、従来の介護給付のほか、新予防給付や地域支援事業、さらには指定管理者制度の本格的な実施のため、その活動の舞台の広がりによって採用枠そのものも増えつつあります。

関連団体・組織

日本NPOセンター

<http://www.jnpoc.ne.jp/>



福祉系企業・事業所

高齢者や障害者などをはじめ、広く国民の福祉を民間の立場からサポートする企業・事業所

概要

高齢者や障害者、児童などを対象とした商品やサービスを販売する民間営利の企業・事業所です。

具体的な事業内容としては、介護保険制度や障害者福祉制度、児童福祉制度などのもとで、有料老人ホームの入居者に対する特定施設入居者生活介護や訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、適用外の24時間ホームヘルプ、保育、相談・援助、食事、寝具洗濯・乾燥、移送サービスや金融商品の販売、介護ベッドやポータブルトイレ、車いす、福祉車両などの福祉用具の販売・レンタルなどです。

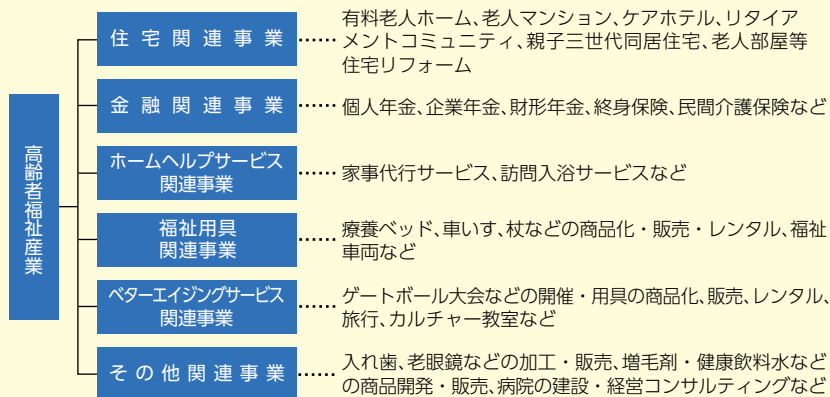
事業者数

居宅介護サービス：13万6,041社（2010年9月現在）、福祉用具販売・レンタル：約7,000社（2009年4月現在）

主な就業職種

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター、義肢装具士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、視能訓練士、臨床心理士、看護師、保健師、事務職員

<シルバーサービスの事業の分野>



出典：川村匡由編著『シルバーサービス論（シリーズ・21世紀の社会福祉 ⑫）』（2005年、ミネルヴァ書房）

採用について

業界数や職種がきわめて多様なので一概にいえませんが、民間活力の導入、およびシルバーサービス振興会が2008年9月に打ち出した「シルバーサービス振興ビジョン」の波に乗り、総じて、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）や介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士、介護福祉士、看護師、保健師などの有資格者に採用の枠が広がりつつあります。

関連団体・組織

シルバーサービス振興会

<http://www.espa.or.jp/>

全国介護事業者協議会

<http://minkaikyo.info/>

日本在宅介護協会

<http://www.zaitaku-kyo.gr.jp/>

日本福祉用具供給協会

<http://www.fukushiyogu.or.jp/>

日本福祉用具・生活支援用具協会

<http://www.jaspa.gr.jp/>



①福祉用具販売・レンタル

安全な福祉用具の供給により、高齢者や障害者の自立支援、家族の介護負担の軽減を図る商品および事業

概要

加齢に伴う心身の機能の低下により、日常生活におけるさまざまな動作の補助を要する要介護高齢者や障害者、およびその予備群に対し、老後の不安を解消するニーズに対応するものとして供給される民間営利の企業・事業です。

具体的には、電動ギャッジベッドや車いす、杖、ポータブルトイレ、ホームエレベーター、電動自転車、緊急通報システムなどの販売・レンタルが中心です。今後、在宅福祉がますます重視されるほか、2006年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されたことに伴い、健常者も使いやすいユニバーサルデザインの商品へと市場が広がっており、その需要は本格化するとみられるため、大いに期待されると思われます。

事業者数

約7,000社（2009年4月現在）

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉用具専門相談員、義肢装具士、カウンセラー、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー（MSW）、視能訓練士、聴能訓練士、はり師・きゅう師、健康運動訓練士、臨床心理士

採用について

業務の性格上、福祉系大学や短大の新卒者に多くの採用枠があります。とりわけ、シルバーマーク（シルバーサービス振興会認定）の認定事業者にあっては訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）や介護支援専門員（ケアマ

ネジャー)、福祉用具専門相談員、義肢装具士、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの有資格者が求められています。

関連団体・組織

日本福祉用具供給協会

<http://www.fukushiyogu.or.jp/>

日本福祉用具・生活支援用具協会

<http://www.jaspa.gr.jp/>

テクノエイド協会

<http://www.techno-aids.or.jp/>



②金融商品販売

介護、老後生活の家計をバックアップする金融商品の販売

概要

金融商品とは、銀行や証券会社、保険会社が提供する商品をいいます。福祉に係るものとしては、公的医療保険や公的年金の不足分を補う手段として販売されている民間医療保険、個人年金のほか、寝たきりや認知症高齢者向けの民間介護保険などがあります。一部の商品によっては保険金に代え、介護者の派遣による在宅介護サービスを選択できるなど、さまざまな保険も商品化されています。

事業者数

生命保険会社：43社（生命保険協会加盟会社、2013年7月現在）、損害保険会社：26社（日本損害保険協会会員会社、2012年4月現在）

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、事務職員、精神保健福祉士、カウンセラー、看護師、保健師

採用について

2007年以降、老後の生活資金が比較的余裕があるといわれる団塊世代などシニア世代のニーズを受け、今後も各種の金融商品が企画・販売される見込みのため、採用の枠は広がると思われます。また、TPP（環太平洋経済連携協定）へのわが国の参加次第ではアメリカなどの外資系保険会社が大量に日本市場に進出し、国内の生命、損害保険会社の買収や統廃合も予想されるため、これに伴う採用の枠にも影響を与えることが考えられます。

生命保険会社や損害保険会社によっては保険や金融商品の知識だけでなく、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師など福祉系中心の資格を取得している人を望む傾向にあります。

関連団体・組織

生命保険協会

<http://www.seiho.or.jp/>

日本損害保険協会

<http://www.sonpo.or.jp/>



③在宅介護サービス

利用者の自宅や地域で生活の世話や介護をするサービス

概要

在宅（居宅）介護サービスとは、障害や老化のため、自立して生活を行うことができない人に対し、その人の生活の場である家庭や地域を中心とした場所で介護する各種サービスをいいます。

具体的には、自宅で行われる訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）や介護サービスチームによる生活介護、看護師や理学療法士（PT）による訪問看護、医師による居宅療養管理指導、介護施設へ通ったり、短期で宿泊したりして利用する通所・入所サービス、軽度の認知症高齢者が通所や地域での共同生活をしながら療養指導を受ける地域密着型サービス、福祉用具の購入・貸与、住宅改修費の受給のお手伝いなどがあります。

事業者数

14万4,983社（2010年9月現在）

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、事務職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、義肢装具士、理学療法士（PT）、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー（MSW）

採用について

高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、および介護保険制度の上乗せ・横出しサービスとして注目されている事業のため、求人数は今後、ますます増えると思われます。

ただし、事業によっては社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、理学療法士（PT）などの資格の取得者に限るものもあります。また、シルバーマークの認定事業所に

あつては看護師、または保健師や介護職員、ソーシャルワーカーなどを配置しなければならないため、看護師や保健師、社会福祉士などの有資格者がとくに求められると思われます。

関連団体・組織

日本在宅介護協会

<http://www.zaitaku-kyo.gr.jp/>

全国介護事業者協議会

<http://minkaikyo.info/>



特例子会社

障害特性に配慮された職場環境のなかで、障害のある人個々の能力を発揮する機会が確保された企業・事業所

概要

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）にもとづき、厚生労働大臣の認可を受けて設立される民間営利の企業・事業所です。障害者雇用率制度では、障害のある人の雇用機会の確保として、法定雇用率が個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。

そこで、障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、雇用している障害者の割合（実雇用率）に算定することができます。これを特例子会社といいます。

この特例子会社では、障害のある人の特性に配慮したしごとの確保や職場環境の整備が容易となり、これにより障害のある人の能力を十分引き出すことができるなど、事業主や障害のある人の双方にメリットがあります。

<表 特例子会社認定の要件>

親会社の要件	子会社の要件
親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）。	①親会社との人的関係が緊密であること（具体的には、親会社からの役員派遣等）。 ②雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者および精神障害者の割合が30%以上であること。 ③障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）。 ④その他、障害者の雇用の促進および安定が確実に達成されると認められること。

事業所数

366社（2013年3月末現在）

主な就業職種

社会福祉士、精神保健福祉士、就労支援員など

採用について

それぞれの企業・事業所の設立や業務形態などにより事業所が独自に採用しますが、障害者の就労支援に深い理解のあることが求められます。

福祉のしごとの あっせん機関

[職場]

福祉人材センター
公共職業安定所(ハローワーク)



福祉人材センター

福祉のしごとを志す人たちや福祉人材の求人の希望に応える機関

概要

広く国民を対象に、社会福祉にかかわる事業の啓発や施設などの経営者に対する相談・援助、施設職員などの従事者、およびその希望者に対する研修、従事者の確保・連絡、就業援助などを行う非営利の組織で、中央に中央福祉人材センター、各都道府県に都道府県福祉人材センターが1か所ずつ設けられています。

具体的には、全社協・都道府県社協が厚生労働大臣・都道府県知事の指定を受けて設置し、福祉のしごとを志望する人たちの求人登録や求人情報の提供、人材の紹介を行う無料職業紹介事業をはじめ、福祉の職場説明会や潜在マンパワー活用講習会、福祉入門講座などを開催しています。ナースセンターや公共職業安定所（ハローワーク）、および各都道府県福祉人材センターと連携しており、福祉のしごとを希望する場合は、都道府県福祉人材センターに相談することで就職の紹介やあっせんを受けることができます。

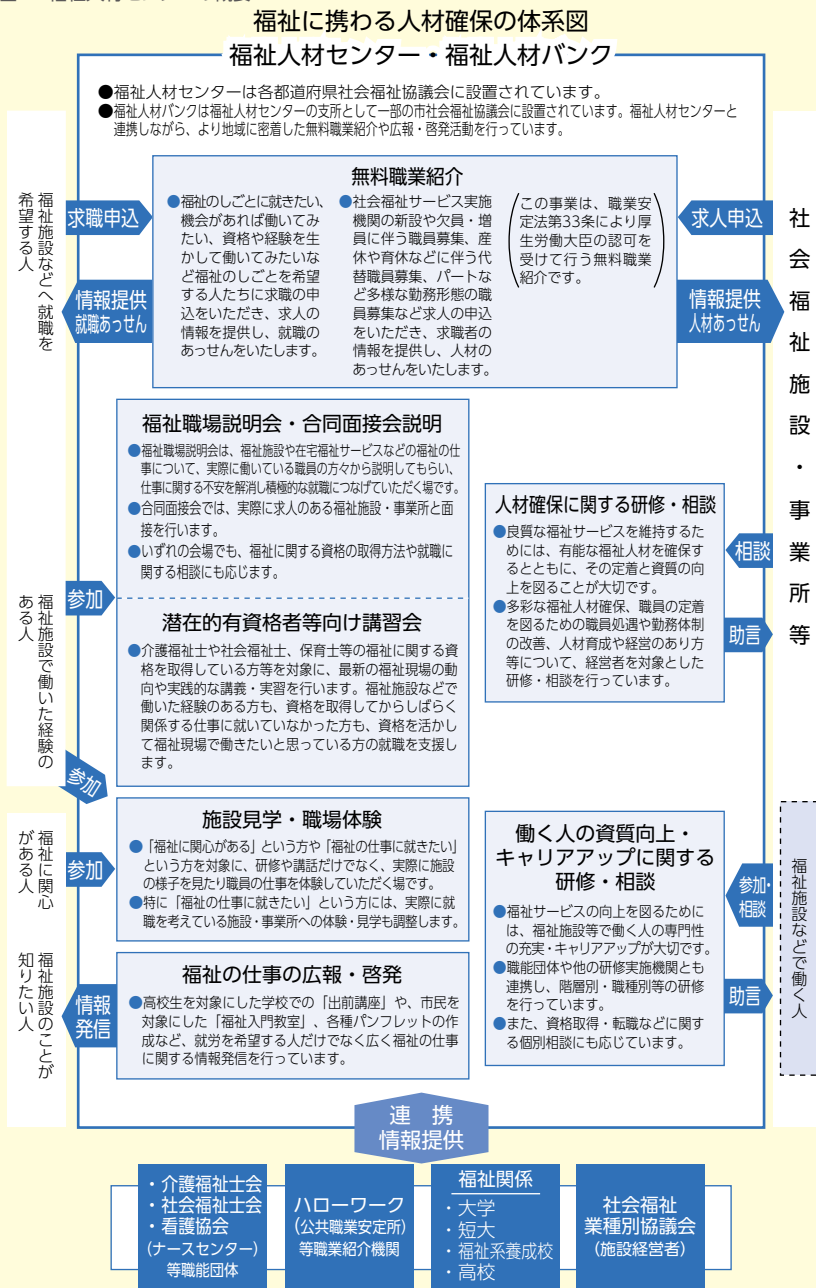
就職あっせんの範囲

社会福祉事業を実施する事業所であれば、原則としてすべて就職のあっせんの対象となります。

具体的には、社会福祉施設や社協のほか、医療法人や財団法人、社団法人、農協、生協、福祉系企業・事業所、福祉NPO法人事業所などが対象となります。

なお、取扱職種は指導員、介護職員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、視能訓練士、児童心理司、保育士、訪問介護員・ホームヘルパー（初任者研修修了者）、福祉活動専門員、看護師、事務職員、栄養士、調理員などです。

<図1 福祉人材センターの概要>



利用の対象

一般社会人、および卒業年次の学生が利用できます。全国的な傾向として、求人・求職者は年々増加しているものの、少子高齢化を反映し、求人の大半は高齢者福祉施設の介護職員や生活相談員などに集中しています。

また、求職者は従来の20～30歳代に加え、最近、転職希望の中高年のサラリーマンや定年退職前後の団塊世代などシニア世代が増えつつありますが、就職（あっせん）率は決して高いとはいえません。原因は、就職の希望者が特定の施設に殺到したり、通勤距離や労働条件が合わなかったり、資格や関連する実務の経験が問われたりすることなどがあげられます。

<図2 福祉人材センターで就職のあっせんをできる範囲>

	求 人 社会福祉法第2条による社会福祉事業				求 職
業 種	■法定施設（社会福祉各法・精神保健福祉法に根拠のある施設）				転 職 者 無 職 学 生 (卒業年次のみ)
	■社会福祉協議会				
	■ホームヘルプサービス事業所 等				
	※社会福祉法人が行う事業は公益事業も含め、すべての職種があっせん可能です。 雇用契約を前提とした求人を紹介・あっせんします。				
職 種	指導員	介護職員	訪問介護員・ホームヘルパー (初任者研修修了者)	保育士	
	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	視能訓練士	
	福祉活動専門員 (社会福祉協議会職員)	事務員	用務員	運転手	
	調理員	栄養士	看護師	保健師	等

出典：東京都福祉人材センター「ふくしのしごとがわかる本 福祉の仕事・資格ガイド」（2004年2月）を一部修正



公共職業安定所 (ハローワーク)

就職を希望する人たちの求職登録や求人情報の提供を行う行政機関

概要

一般企業・事業所に就職を希望する人に対し、求職の登録など求職の受付や各種職業の指導・紹介、就職後の援助、就業訓練の指示などを行うため、全国各地に設置された国の行政機関ですが、とくに福祉に関連した求人情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりする窓口としても位置づけられています。前述した各都道府県の福祉人材センターと連携し、職業の無料紹介や保健・医療・福祉のしごとの説明会の開催をしたり、関係資格の取得に関する相談に応じるなどの情報提供などを行っています。

なお、2009年度以降、福祉・介護分野専門のハローワーク（ハートフルワークなど）を新設し、本格的な業務の展開を行っています。

就職あっせんの範囲

保育所（保育園）などの一部の福祉関連組織・団体や医療保護施設、無料定額診療施設、共同作業所などの法外施設、福祉系企業・事業所です。

利用の対象

原則として転職者や既卒者、無職の人です。このため、在学学生は各学校の就職課などを通じ、就職することになります。